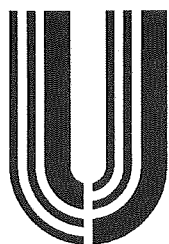


平成19年度総会

日時:平成19年5月19日(土)
会場:城山観光ホテル 2F「ロイヤルガーデン」



社団法人

日本超音波医学会

〒101-0063

東京都千代田区神田淡路町2-23-1

お茶の水センタービル6F

U R L: <http://www.jsum.or.jp>

T E L: 03-6380-3711

F A X: 03-5297-3744

E-Mail: office@jsum.or.jp

平成19年度総会次第

日時：平成19年5月19日(土) 12時00分～13時00分

会場：城山観光ホテル 2F「ロイヤルガーデン」

開会		理事長
議長選出		理事長
理事長挨拶		理事長
議題		
1.平成18年度事業報告	(資料1)	総務担当理事
2.平成18年度収支決算報告	(資料2)	財務担当理事
3.平成18年度収支決算監査報告	(資料3)	監事
4.平成19年度事業計画(案)	(資料4)	総務担当理事
5.平成19年度収支予算(案)	(資料5)	財務担当理事
6.平成18・19年度評議員の補充	(資料6)	理事長
7.定款等の一部変更について	(資料7)	理事長
8.会員の除名	(資料8)	理事長
9.名誉・功労会員推薦	(資料9)	理事長
10.その他		
議事録署名人の選出		議長
閉会		議長
名誉会員の表彰		理事長
功労会員の表彰		理事長
第9回特別学会賞表彰		理事長
第6回松尾賞表彰		理事長

社団法人日本超音波医学会 平成18・19年度役員及び評議員

(自平成18年5月28日 至平成20年度通常総会開催日)

理事長	千田 彰一						
副理事長	遠藤 信行	岡井 崇					
理事	秋山いわき	跡見 裕	金井 浩	工藤正俊	椎名 毅	竹内和男	竹中 克
	田中幸子	谷口信行	鄭 忠和	万代恭嗣	別府慎太郎	増山 理	松崎益徳
	森安史典	山下裕一	山本克之				
監事	里見元義	千原國宏					

評議員	赤阪隆史	秋本 伸	秋山隆弘	飯島尋子	石川洋子	石蔵文信	石田秀明
	石光敏行	伊集院裕康	市塚清健	市橋 光	伊藤彰浩	伊藤貴司	伊藤秀一
	伊藤 浩	伊藤嘉信	乾 和郎	植木敏晴	植野 映	上松正朗	内田政史
	宇都宮俊徳	梅村晋一郎	浦岡佳子	遠藤登喜子	大木 崇	大崎往夫	大槻茂雄
	大柳光正	岡 博子	小笠原康夫	尾形仁子	小川真広	尾辻 豊	小野尚文
	小野塚久夫	小野寺博義	尾本きよか	春日井博志	加藤保之	金政 健	金光敬一郎
	唐沢英偉	川合宏哉	川内章裕	川嶋栄司	河野敏彦	神田良一	木佐貫 彰
	木田光広	貴田岡正史	木原康樹	許 俊鋭	工藤信樹	久保光彦	熊田 卓
	黒肱敏彦	黒松亮子	小井戸一光	神崎修一	上妻志郎	國分茂博	西條芳文
	斎藤明子	斉藤尚孝	斉藤裕輔	酒井輝文	佐々木 明	佐々木勝己	佐々木 博
	椎名秀一朗	汐崎 陽	重田浩一朗	篠村隆一	地挽隆夫	島本佳寿広	下村壯治
	庄野弘幸	白木克哉	鈴木真事	住野泰清	須山正文	諏訪道博	瀬尾育武
	高沢謙二	高田悦雄	高橋正一郎	高橋正明	高本真一	宝田 明	竹内康人
	武田 正	田中伸明	棚橋善克	田内 潤	千葉喜英	津田雅之	鶴長泰隆
	鄭 浩柄	東野英利子	戸原恵二	中尾伸二	長川達哉	中川 浩	中島美智子
	中谷 敏	中村一彦	中村昌平	中村武史	名取道也	仁木清美	西垣洋一
	西川かおり	西村敏博	沼田 功	野田愛司	野間 充	橋本千樹	秦 幸吉
	畠 二郎	秦 利之	羽田勝征	蜂屋弘之	馬場一憲	濱滝壽伸	原 量宏
	原田烈光	原田昌彦	東泉隆夫	平井都始子	平田健一郎	平田真美	平野 豊
	平間 信	廣岡芳樹	福田信夫	藤井康友	藤田直孝	藤本真一	古幡 博
	堀口祐爾	本田伸行	幕内雅敏	舛形 尚	松田康雄	松谷正一	松本廣嗣
	松本正幸	丸山紀史	三神大世	水重克文	三谷正信	皆越真一	嶺 喜隆
	三原修一	宮武邦夫	宮本幸夫	村田和也	望月 剛	森 秀明	八木晋一
	安田是和	柳原敏宏	山雄健次	山口 徹	山越芳樹	山田博康	山近史郎
	山中桓夫	山根隆明	山本一博	山本敏樹	湯田 聡	尹 聖哲	吉川純一
	吉田 清	吉田 寛	林 英宰	渡辺五朗	渡邊精四郎		

平成18・19年度日本超音波医学会 各種委員会等名簿

企画委員会

(13名)
委員長 岡井 崇俊
副委員長 藤正 正清
委員・幹事 市塚 登喜子
委員 遠藤 喜一
委員 伊東 紘一

椎名 毅
田中幸子 棚橋善克 名取道也 蜂屋弘之 万代恭嗣 増山 理 山下裕一

機器及び安全に関する委員会

(18名)
委員長 山本 克之
副委員長 秋山 いわき
委員・幹事 石藤 信樹
委員 工藤 晋一郎
委員 梅村 晋一郎

(機器担当) 上妻志郎(安全担当)
桑田知之 近藤 隆 高田悦雄 立花克郎 名取道也 藤井康友 三谷正信
大平悦三 土屋健伸 内藤みわ 蜂屋弘之 三留秀人

編集委員会

(15名)
委員長 谷口 信行
副委員長 石田 秀明
委員・幹事 藤井 康一郎
委員 梅村 晋一郎
委員 平井 都始子

金井 浩
尾辻 豊 唐澤英偉 上妻志郎 鈴木真事 東野英利子 沼田 功 蜂屋弘之
松谷正一 水重克文

用語・診断基準委員会

(20名)
委員長 田中 幸子
副委員長 増山 弘隆
委員・幹事 秋峰 隆信
委員 谷口 信行

山本克之
馬木清隆 木原康樹 熊田 卓 紺野 啓 佐藤昌司 菅田安男 瀬本喜啓
西上和宏 廣岡芳樹 藤本泰久 野形 尚 松尾 汎 村越 毅 安田秀光

保険委員会

(9名)
委員長 竹中 克典
副委員長 森市 史清
委員 塚清 健

川内章裕 棚橋善克 辻本文雄 森 秀明 渡辺五朗

国際交流委員会

(17名)
委員長 工藤 正俊
副委員長 増山 志郎
委員・幹事 上赤坂 隆史
委員 椎千 田彰

秋山 いわき 大崎 往夫 金井 浩 金政 健 木原康樹 熊田 卓
山野 弘清 秦 幸吉 松谷正一 山本 一博 博

教育委員会

(14名)
委員長 鄭 忠和
副委員長 森安 史典
委員・幹事 木佐 彰彰
委員 秋山 隆弘
委員 林 輝美

石蔵文信 市橋 光 遠藤登喜子 貴田岡正史 工藤正俊 上妻志郎 蜂屋弘之
平井都始子 三神大世

超音波専門医制度委員会

(24名)
委員長 別府慎太郎
副委員長 竹内名和
委員・幹事 市橋 光
委員 瀨本 喜正

増山 理 尾本きよか 小林浩一 佐藤昌司 澤田 惇 菅田安男 鈴木真事
沖原宏治 檀原秀明 小千葉 隆 蜂屋弘之 平井都始子 藤代健太郎 水口安則

顕彰委員会

(14名)
委員長 松崎 益徳
副委員長 椎名 毅
委員 秋山 いわき
委員 谷口 信行

遠藤信行 上妻志郎 小西 豊 斎藤明子 里見元義 竹中 克
千葉 裕 中村昌平 渡辺五朗

超音波検査士制度委員会

(19名)
委員長 竹中 克
副委員長 万代 恭嗣
委員 植野 映明
委員 竹原 靖裕

川 鱒市郎 貴田岡正史 小林浩一 佐藤 洋 菅谷公男 関口隆三 竹内真一
田中直彦 田辺一明 中島美智子 松尾 汎 松谷正一 森 秀明 山田 聡

超音波工学フェロ一認定審査委員会 (12名)

委員 長 秋山い わき
副委員 長 山下 裕一
委員 幹事 蜂屋 弘之
委員 員 伊藤 貴國
尾本きよか 金井 浩 西條 芳文 佐々木 明 椎名 毅 瀬尾 育武 竹中 克

研究開発促進委員会 (10名)

委員 長 遠藤 信行
副委員 長 山下 裕一
委員 員 秋本 伸
石原 謙 梅村 晋一郎 里見 元義 田中 幸子 林 輝美 松田 康雄 八木 晋一

倫理委員会 (5名)

委員 長 跡見 裕
副委員 長 岡井 崇
委員 員 秋本 伸 遠藤 信行 八木 晋一

平成20・21年度選挙管理委員会 (6名)

委員 長 秋山い わき 竹中 克 谷口 信行 上妻 志郎 斎藤 明子 蜂屋 弘之

総務担当理事 (1名)

谷口 信行

財務担当理事 (1名)

椎名 毅

会員資格担当理事 (2名)

(主) 森安 史典
谷口 信行

地方会担当理事 (3名)

(主) 遠藤 信行 谷口 信行
椎名 毅

規約担当理事 (1名)

竹内 和男

インターネット担当理事 (1名)

金井 浩

学術集会担当理事 (3名)

(主) 千田 彰一
椎名 毅 谷口 信行

日本学術会議第7部担当理事 (1名)

(研究連絡委員) 千田 彰一

日本医学会担当理事 (4名)

(評議員) 千田 彰一
(連絡委員) 谷口 信行
(用語委員) 田中 幸子
(用語代委員) 増山 理

(資料1)

平成18年度事業報告

(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

平成18年度における本会の事業報告は次のとおりである。
会員現況

(平成19年3月31日現在)

会員種別	平成18年3月31日 現在数	平成19年3月31日 現在数	増減	備考
名誉会員	14	23	+ 9	
功勞会員	31	31	0	
正会員	8,121	8,020	- 101	
準会員	5,242	5,380	+ 138	
学生会員	10	1	- 9	
賛助会員	24(75口)	21(69口)	- 3	
計	13,442	13,476	+ 34	

名誉会員(*物故者)

*青柳健次郎 *加藤金子 *金正太郎 *菊池喜充 *田中憲二 *吉田常雄 *吉岡勝哉
*永山徳益 *加藤山仁太郎 *中実中 *池吉純一 *古賀藤安 *海老名敏正 *板原克基
林尾飯中 周本沼山 一良一 三浩淑 刀竹堤伊 有竹原藤 有・ダン 靖裕健一 有賀福内東 有賀守久紘 三和賀井敏夫 三渡邊中東 三松北菅 小尾裕英 小嶋原基 仁村泰治 平田經博 名取 博

(以上41名)

学会誌

1. 「超音波医学」(和文誌)第33巻Supplement号(年次学術集会抄録号)、第33巻3号から6号と第34巻1号から2号までの7冊、及び「Journal of Medical Ultrasonics」(英文誌)Vol. 33 No. 2からNo. 4とVol. 34 No. 1までの4冊、計11冊を発行した。
2. 過去の学会誌(Vol. 25, No. 1(1995) ~ Vol. 27, No. 1(2000))のPDF化を行った。

巻 号		和 文 誌						英 文 誌				
		33-Suppl	33- 3	33- 4	33- 5	33- 6	34- 1	34- 2	33- 2	33- 3	33- 4	34- 1
本文ページ数		627	174	77	80	124	127	140	64	62	66	80
主 な 論 文	原著 (Original Article)	-	5 (1)	0 (0)	0 (0)	22 (3)	29 (2)	12 (2)	31 (5)	15 (2)	50 (8)	37 (6)
	症例報告 (Case Report)	-	10 (2)	9 (2)	6 (1)	7 (1)	4 (1)	6 (1)	11 (3)	25 (6)	0 (0)	23 (5)
	翻訳原著 (Translation of Original Article)	-	28 (3)	0 (0)	7 (1)	7 (1)	0 (0)	0 (0)	-	-	-	-
	翻訳症例報告 (Translation of Case Report)	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	-	-	-
	総説 (Review Article)	-	28 (3)	37 (4)	33 (3)	19 (2)	31 (3)	26 (3)	0 (0)	8 (1)	0 (0)	0 (0)
	特集 (State of the Art)	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	技術報告 (Technical Note)	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (1)
	速報 (Rapid Communication)	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	教育 (Educational Note)	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	Letters to the Editor	-	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
ペ ー ジ	今月の超音波像 (Ultrasound image of the Month)	-	2 (1)	4 (2)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	3 (1)	9 (2)	6 (3)	6 (3)	5 (2)
	Editorial	-	5	2	2	2	2	2	1	2	1	1
数	学術集会プログラム	84	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	学術集会抄録	521	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	会告	-	5	2	7	13	16	5	-	-	-	-
	研究会抄録	-	0	0	2	0	2	10	-	-	-	-
	地方会抄録	-	44	0	0	28	18	31	-	-	-	-
	学会ニュース	-	3	4	4	3	4	3	-	-	-	-
	その他	22	44	17	19	12	21	37	12	6	9	10

()内は掲載論文等の数

.特別学会賞

第8回特別学会賞は、次の2名に授与された。

北村次男(大阪中央病院検診センター) 北 畠 顕 ((医財)済美会 昭和病院)

.松尾賞

第5回松尾賞は、該当者がいなかった。

.技術賞

第6回技術賞は、次の1件に授与された。

Differential Tissue Harmonic Imaging

川岸哲也、今村智久、瀧口宗基

(東芝メディカルシステムズ(株)超音波開発部)

.菊池賞(論文賞)

第20回菊池賞・第1回伊東賞は、次の3編に授与された。

菊池賞

A basic study on sonoporation with microbubbles exposed to pulsed ultrasound Journal

Kengo OKADA¹, Nobuki KUDO¹, Koichi NIWA², Katsuyuki YAMAMOTO¹

(¹Graduate School of Information Science and Technology, Hokkaido University, ²Research Institute for Electronic Science, Hokkaido University)

伊東賞

Contrast-enhanced multiphase dynamic ultrasonography for the characterization of liver tumors

Sachiko TANAKA¹, Yoshihiro HAMADA¹, Tatsuya IOKA¹, Takashi SUGIYAMA², Iwao AKAMATSU², Rena TAKAKURA¹,

Fumi YOSHIOKA¹, Akihiko NAKAIZUMI¹, Tetsushi ISHIDA¹

(¹Department of Cancer Survey, Osaka Medical Center for Cancer and CVD, ²Ultrasound System Group, Hitachi Medical Corporation)

Effects of sublingual nitroglycerin on working conditions of the heart and arterial system: analysis using wave intensity Journal

Kiyomi NIKI¹, Motoaki SUGAWARA¹, Dehua CHANG¹, Akimitsu HARADA², Takashi OKADA², Rie TANAKA³

(¹Department of Cardiovascular Sciences, The Heart Institute of Japan, Tokyo Women's Medical University School of Medicine, ²Research Laboratory, Aloka Co. Ltd, ³Nihon Kohden Corp.)

.奨励賞

第7回奨励賞は、次の6編に授与された。

基礎領域

超音波照射時の生体組織内部の温度値の数値解析と実測結果の比較

土屋健伸(神奈川大学)

超音波照射下で微小気泡により生じる細胞膜損傷の高速度観察

岡田健吾(北海道大学)

体表領域

乳腺エラストグラフィにおける「soft area」観察の有用性

中島一毅(川崎医科大学)

循環器領域

肥大型心筋症における血流予備能低下は心筋内血液量に規定される

山田聡(北海道大学病院)

重症心不全における収縮拡張同期不全に対する再同期療法の効果

瀬尾由広(茨城西南医療センター病院)

消化器領域

肝細胞癌における造影超音波(後期相)の corona sign像について

山本幸治(済生会松阪総合病院)

・学術集会

第79回学術集会(会長 田中幸子)は、平成18年5月26日(金)、27日(土)、28日(日)の3日間、グランキューブ大阪(大阪府)を会場として開催した。参加人員2,781名、発表内容は下記のとおり。

第79回学術集会	
一般演題	奨励賞選考口演会 18題 一般演題 213題(基礎 24、循環器 58、消化器 63、泌尿器 7、産婦人科 17、体表・他 23、尿管 21) ポスター 63題 合計 294題
超音波ドプラ効果の50周年記念講演	超音波Doppler診断法 創始の実相 -その光と陰-
教育講演	包括医療制度のもとでの超音波診断
会長講演	デジタル装置とアナログ思考
インターナショナルシンポジウム	Breakthroughs in Medical Ultrasonics for the Next Decade
シンポジウム	1)超音波診断の客観的評価 -多施設共同研究の成績- 2)超音波診断装置の広帯域化とスペックルについて 3)超音波医学における微小気泡の意義 4)エラストグラフィーの臨床応用 5)膵癌早期診断における超音波の役割 6)心エコー法による心機能の評価 7)乳腺・甲状腺領域でのドプラ法の臨床応用 8)双胎間輸血症候群の管理・治療・評価 9)超音波腎臓病の今日 10)フロンティアテクノロジー2006
パネルディスカッション	1)超音波診断装置の精度管理における諸問題 2)循環器における加齢変化 3)腹部超音波検診の現状と課題 4)腹部領域における造影超音波検査の意義と課題 5)循環器領域における造影超音波検査の意義と課題 6)周術期における深部静脈血栓超音波診断の現状と課題 7)乳がん検診における超音波の位置付け
ワークショップ	1)携帯超音波をどう使うか 2)3次元画像をどう臨床に生かすか 3)超音波生体作用の治療への応用 -現状と展望- 4)肝腫瘍の造影超音波検査法の標準化 5)肝臓機能評価における新しい展開
バーチャルライブ	安全快適な Interventional Sonography
教育セッション	1)基礎 3題 2)初級 6題 3)中上級 3題
その他	第20回菊池賞・第1回伊東賞(論文賞)受賞記念講演 超音波ドプラ効果の臨床応用・50周年記念展示 ランチョンセミナー イブニングセミナー 新技術開発セッション
機器展示	27社

・地方会学術集会

下記の地方会学術集会が開催された。

- a. 北海道地方会学術集会
 - 第31回 会長 島本和明
平成18年10月7日 於：タケダ札幌ビル(札幌市) 参加者：160名 演題数：25題
 - 第32回 会長 須賀俊博
平成19年2月24日 於：タケダ札幌ビル(札幌市) 参加者：193名 演題数：23題
- b. 東北地方会学術集会
 - 第32回 会長 小松田智也
平成18年9月24日 於：秋田県総合保健センター(秋田市) 参加者：274名 演題数：17題
 - 第33回 会長 千葉裕
平成19年3月11日 於：民衆会館(仙台市) 参加者：447名 演題数：29題
- c. 関東甲信越地方会学術集会
 - 第18回 会長 貴田岡正史
平成18年10月28日～29日 於：シェーンパッハ砂防・全共連ビル(千代田区) 参加者：1523名 演題数：91題
- d. 中部地方会学術集会
 - 第24回 会長 岩瀬三紀
平成18年9月10日 於：名古屋市立大学(名古屋市) 参加者：442名 演題数：45題
- e. 関西地方会学術集会
 - 第32回 会長 藤本泰久
平成18年8月26日 於：大阪国際会議場(大阪市) 参加者：900名 演題数：100題
 - 第33回 会長 赤坂隆史
平成19年2月3日 於：ホテルアパローム紀の国(和歌山市) 参加者：550名 演題数：144題
- f. 中国地方会学術集会

- 第42回 会長 正岡 博
平成18年9月16日 於：広島国際会議場(広島市) 参加者：285名 演題数：53題
- g. 四国地方会学術集会
第16回 会長 澤田 誠三
平成18年10月7日 於：ふれあい健康館(徳島市) 参加者：145名 演題数：36題
- h. 九州地方会学術集会
第16回 会長 三原 謙郎
平成18年9月17日 於：宮崎JA・AZMホール(宮崎市) 参加者：617名 演題数：74題

規約等の制定・改正等

1. 制定
 - (1) 社団法人日本超音波医学会学術集会委員会規程(平成18年12月8日制定)
2. 改正
 - (1) 社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医資格更新実施内規(平成18年4月20日改正)
 - (2) 社団法人日本超音波医学会編集委員会規程(平成18年6月30日改正)
 - (3) 社団法人日本超音波医学会職員就業規則(平成18年10月20日改正)
 - (4) 社団法人日本超音波医学会地方会規程(平成18年12月8日改正)
 - (5) 社団法人日本超音波医学会奨学制度(JSUM Fellowship)実施要領(平成18年12月8日理事会改正)
 - (6) 社団法人日本超音波医学会会計規則(平成19年2月23日改正)
 - (7) 社団法人日本超音波医学会職員給与規則(平成19年2月23日改正)
 - (8) 社団法人日本超音波医学会菊池賞(論文賞)選考内規(平成19年2月23日改正)
 - (9) 社団法人日本超音波医学会会誌発行要領(平成19年2月23日理事会承認)
 - (10) 社団法人日本超音波医学会伊東賞(論文賞)選考内規(平成19年2月23日改正)

各種委員会等報告

1. 企画委員会(委員長 岡井 崇)
 - a. 理事長より諮問のあった「本学会正会員増」の方策について検討を行った。
 - b. 理事長より諮問のあった「超音波医学フォーラム」の企画について検討を行った。
2. 機器及び安全に関する委員会(委員長 山本 克之)
 - a. 米国科学アカデミー紀要に掲載された超音波の生体作用に関する論文に関し、市民向けに見解案を作成し、本会ホームページに掲載した。
また、関連する最近の論文についても精査が必要なことから、関連論文の概要をまとめ、理事会に報告した。
なお、会員向けの見解については、継続審議中である。
 - b. 電子技術情報産業協会の超音波応用機器標準化委員会と共に超音波診断機器用プローブの温度上昇に関する検討を行い、超音波診断機器装置の安全規格作成作業に寄与し、今後も同委員会とのリエゾン活動を継続する。
また、プローブやモニタの経年変化等に関する超音波診断画像の劣化について、性能劣化が生じ得ることの注意喚起と、ファントムなどを用いた性能評価についての調査を行い、その結果を会員に周知していくこととした。
 - c. 超音波造影剤の安全性について、電顕試料の読影評価、及び更なる動物実験を行った。
3. 編集委員会(委員長 谷口 信行)
 - a. 「超音波医学」(和文誌)第33巻Supplement号(年次学術集会抄録号)、第33巻3号から6号と第34巻1号から2号までの7冊、及び「Journal of Medical Ultrasonics」(英文誌)Vol.33 No.2からNo.4とVol.34 No.1までの4冊、計11冊を発行した。
 - b. 過去の学会誌(Vol.25, No.1(1995)～Vol.27, No.1(2000))のPDF化を行った。
4. 用語・診断基準委員会(委員長 田中 幸子)
 - a. 医用超音波用語関係
 - 1) 「医用超音波用語集」の改訂のための準備を継続的に行なった。
 - 2) 「日本医学会用語集」編纂のための資料提供を行なった。
 - b. 超音波診断基準関係
 - 1) 「心機能指標の標準的計測法とその解説」、並びに「Standard Measurement of Cardiac Function Indexes」を完成し、学会誌に公示した。(超音波医学第33巻3号・J Med Ultrasonics Vol.33 No.2)
 - 2) 「新生児・乳児の股関節脱臼診断基準の分類とその基準」、並びに「Criteria for the diagnosis of developmental dysplasia of the hip」を完成し、学会誌に公示した。(超音波医学第33巻3号・J Med Ultrasonics Vol.33 No.2)
 - 3) 「眼科領域の画像表示と計測のためのガイドライン(案)」、並びに「GUIDELINES FOR IMAGE PRESENTATION AND MEASUREMENT OF OPHTHALMIC REGION (proposal)」を作成し、学会誌に公示した。(超音波医学第33巻5号・J Med Ultrasonics Vol.33 No.3)
 - 4) 「下肢静脈血栓症の超音波診断ガイドライン」の作成に向けて検討を行なった。
 - 5) 「頸動脈の超音波診断ガイドライン」の作成に向けて検討を行なった。
 - 6) 「肝腫瘍の超音波診断基準」の改訂に向けて検討を行なった。
 - 7) 「結節性甲状腺診断基準作成」の改訂に向けて検討を行なった。
 - 8) 「乳腺疾患超音波診断のためのガイドライン：腫瘍非形成性病変」の作成に向けて検討を行なった。
 - 9) 「泌尿器科の超音波診断基準」の改訂に向けて検討を行なった。
 - 10) 「痔瘻診断基準」の改訂に向けて検討を行なった。
 - 11) 「双胎妊娠胎児の標準値」の作成に向けて検討を行なった。
 - 12) 「胎児静脈系血流の標準値」の作成に向けて検討を行なった。
5. 保険委員会(委員長 竹中 克)
 - a. 外保連、及び内保連へ診療報酬点数改定、及び新規適用項目を取りまとめて、要望書を提出した。
 - b. 他学会、及び関係団体との情報交換を行った。
 - c. 会員等から保険診療の査定方針等の意見の収集と整理を行った。
6. 国際交流委員会(委員長 工藤 正俊)
 - a. 社団法人日本超音波医学会奨学制度(JSUM Fellowship)関係
 - 1) 「社団法人日本超音波医学会奨学制度実施要領」に準拠して下記の活動を行った。
 - 2) 2006年度JSUM Fellowship研修生3名の研修を実施した。
 - 3) 2007年度JSUM Fellowship研修生を公募し、選考を行った。
 - 4) 今後の検討課題について、委員会を開催して検討を行った。
 - b. 世界超音波医学学術連合(WFUMB)・アジア超音波医学学術連合(AFSUMB)関係
 - 1) 2007年にバンコク(2007年11月12日～16日)にて開催される第8回AFSUMB大会に学術、広報などの面で協力した。
 - 2) 2006年にソウル(平成18年5月28日～6月1日)にて開催される第11回WFUMBに学術、広報などの面で協力した。
 - 3) WFUMBとAFSUMBの関連機関誌、及び本学会ホームページにおいてJSUM Fellowshipの募集広告を行った。

- 4) WFUMBとAFSUMBのEducation Programに講師を派遣し、協力した。
5) 2006年ポローニャ(イタリア))で行われたWFUMB理事会に担当理事を派遣し、会議に参加した。
7. 教育委員会(委員長 鄭 忠和)
a. 第79回学術集會会期中の平成18年5月27日(土)、28日(日)にグランキューブ大阪(大阪府)を会場として第5回教育セッションを開催し、約865名の参加があった。
b. 第80回学術集會会期中に鹿児島にて開催予定の「第6回教育セッション」の企画案を検討し、開催に向けての準備を行った。
c. 平成19年8月26日(日)に横浜にて開催予定の「第1回超音波講習會」(仮称)の企画案を検討し、開催に向けての準備を行った。
8. 超音波専門医制度委員会(委員長 別府慎太郎)
a. 平成18年度に認定した研修施設(新規23施設、更新74施設)に対し、平成18年4月1日付で認定証を交付し、併せて学会誌に公示した。(超音波医学第33巻3号)
b. 第16回超音波専門医認定試験を実施し、合格者57名に対して専門医の認定、及び登録を行い、学会誌に公示し、併せて平成18年10月1日付で超音波専門医認定証を交付した。(超音波医学第33巻5号)
c. 第12回超音波専門医資格更新を実施し、更新者225名、猶予・保留者10名の認定、及び登録を行い、学会誌に公示し、併せて更新者へは平成18年10月1日付で超音波専門医認定証を交付した。(超音波医学第33巻5号)
d. 平成18年度超音波指導医の認定審査を行い、新規40名、及び更新113名の委嘱を行い、学会誌に公示し、併せて平成18年12月1日付で超音波指導医認定証を交付した。(超音波医学第34巻1号)
e. 第17回超音波専門医認定試験のための試験委員会を組織し、同認定試験実施に関する会告を公示した。(超音波医学第34巻1号)
f. 平成18年12月1日現在での超音波指導医・所属施設別一覧を公示した。(超音波医学第34巻1号)
g.
h. 第13回超音波専門医資格更新に関する会告を公示した。(超音波医学第34巻2号)
i. 平成19年度研修施設の指定に向けての審査を行い、新規29施設、更新162施設を指定して、平成19年4月1日付で認定証を交付し、併せて学会誌に公示する予定である。(超音波医学第34巻3号)
j. 企画委員会との連携して、本制度の改革、及び整備に関する審議を行った。
k. 有限責任中間法人日本専門医認定機構総会に出席した。
9. 顕彰委員会(委員長 松崎益徳)
a. 第8回特別学会賞の選考を行い、2名を授賞した。
b. 第5回松尾賞の選考を行ったが、該当者がいなかった。
c. 第6回技術賞の選考を行い、1編を授賞した。
d. 第20回菊地賞(論文賞)の選考を行い、1編を授賞した。
e. 第1回伊東賞(論文賞)の選考を行い、2編を授賞した。
f. 第7回奨励賞の選考を行い、6名を授賞した。
10. 超音波検査士制度委員会(委員長 竹中 克)
a. 第22回超音波検査士認定試験を実施し、合格者1,540名に対して検査士の認定、及び登録を行い、学会誌に公示し、併せて平成19年4月1日付で超音波検査士認定証、及び超音波検査士カードを交付した。(超音波医学第34巻2号)
b. 2007年超音波検査士資格更新を実施し、更新者826名、猶予・保留者34名の認定、及び登録を行い、学会誌に公示し、併せて更新者へは平成19年4月1日付で超音波検査士認定証、及び超音波検査士カードを交付した。(超音波医学第34巻3号)
c. 試験領域に新たに「血管領域」を設置するための検討を行った。
11. 超音波工学フェロー認定審査委員会(委員長 秋山いわき)
a. 第8回超音波工学フェロー認定審査を行い、2名に対して工学フェローを認定し、学会誌及びホームページに公示した。(超音波医学第33巻4号)
また、併せて希望者には平成18年7月1日付で超音波工学フェロー認定証を交付した。
b. 第3回超音波工学フェロー資格更新審査を行い、更新者5名の認定、及び登録を行い、学会誌及びホームページに公示した。(超音波医学第33巻4号)
また、併せて希望者には平成18年7月1日付で超音波工学フェロー認定証を交付した。
c. 第9回超音波工学フェローの公募に関する会告を学会誌及びホームページにて公示した。(超音波医学第34巻2号)
12. 研究開発促進委員会(委員長 遠藤 信行)
a. 平成18年度研究開発班設置申請11件の審査を行い、8件(継続2件・新規6件)の開発班の設置を認可した。
b. 第79回学術集會会期中に「新技術開発セッション」を実施した。
c. 平成18年度研究会設置申請2件の審査を行い、以下2件(継続1件・新規1件)の研究会の設置を認可した。
1) 超音波医学の基礎技術に関する研究会
2) ソノレーション研究会
d. 平成19年度研究開発班設置申請に関する会告を公示し、応募書類を審査した。(超音波医学第33巻5号)
e. 平成19年度研究会設置申請に関する会告を公示し、応募書類を審査した。(超音波医学第33巻5号)
13. 倫理委員会(委員長 跡見 裕)
報告事項なし。
14. 学術集會委員会(委員長 鄭 忠和)
報告事項なし。
15. 平成20・21年度選挙管理委員会(委員長 秋山いわき)
平成20・21年度選挙管理委員会を設置した。
16. 会員資格審査関係(担当理事(主) 森安史典)
会員の取扱規則に従い、会員資格に関する下記認定の審査を行った。
1) 入会希望者及び退会希望者の審査
2) 除名該当者の審査
3) 会員種別変更希望者の審査
4) 休会希望者の審査
17. 学術集會関係(担当理事(主) 松崎益徳)
第82回学術集會会長候補者について、役員及び評議員宛に自薦、並びに他薦依頼を行い、それに基づき候補者を理事会で決定した。
18. 地方会関係(担当理事(主) 遠藤 信行)
a. 地方会に関する事業の発展、充実及び円滑な運営の促進
1) 各地方会の事業が円滑に運営されるよう指導及び助言を行った。
2) 地方会交付金の算定を行い、交付した。

- 3) 地方会学術集会に関して助言を行った。
- 4) 地方会講習会に関して助言を行った。
- b. 地方会運営委員長会議を開催し、各地方会相互の連絡を緊密に行った。
- c. 地方会を通じて正会員増加の推進を行った。

19. 規約関係(担当理事(主) 竹内和男)
本会規約等の制定、及び改正を行った。(項参照)

20. インターネット関係(担当理事(主) 金井 浩)
平成18年5月に本学会WEBシステムを立ち上げ、随時改良を図ると共に、学会誌アーカイブ化のフォーマットを決め、アーカイブ化を進めた。

. 日本医学会関係(担当理事 千田 彰一)

1. 第74回日本医学会定例評議員会に出席した。
2. 日本医学会シンポジウムに協力した。

3. 平成16年12月福島県立大野病院で帝王切開手術を受けた患者さんが亡くなられ、同病院医師が業務上過失致死、及び医師法違反の容疑で逮捕、その後起訴されたことについて、本学会から意見書を日本医学会、並びに日本医師会宛に送付した。その結果、日本医学会より今後「異状死の取り扱いに関する検討会(仮名)」を発足する旨、及び見解を公表したい旨、文書にて回答が寄せられた。

. 日本学術会議関係(担当理事 千田 彰一)

収支計算書

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

一般会計

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差異	備考
事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	20,000	184,346	164,346	
会費収入	149,682,500	144,240,500	5,442,000	
正会員会費	(106,314,000)	(101,095,500)	(5,218,500)	
準会員会費	(40,330,000)	(40,604,000)	(274,000)	
学生会員会費	(38,500)	(21,000)	(17,500)	
賛助会員会費	(3,000,000)	(2,520,000)	(480,000)	
入会金収入	1,131,500	1,121,000	10,500	
広告収入	2,960,000	2,070,000	890,000	
学術集会収入	72,400,000	84,754,039	12,354,039	
参加費収入	(29,100,000)	(24,524,000)	(4,576,000)	
展示収入	(43,300,000)	(60,230,039)	(16,930,039)	
地方会関係収入	45,130,000	42,659,663	2,470,337	
学会誌別刷収入	500,000	615,500	115,500	
WFUMB会誌収入	1,800,000	1,350,000	450,000	
専門医制度関係収入	5,735,000	6,038,000	303,000	
認定試験	(2,160,000)	(2,340,000)	(180,000)	
更新認定料	(2,375,000)	(2,279,000)	(96,000)	
資料頒布料	(1,200,000)	(1,419,000)	(219,000)	
工学F10-制度関係収入	52,000	33,500	18,500	
認定審査	(25,000)	(11,000)	(14,000)	
更新認定料	(27,000)	(22,500)	(4,500)	
検査士制度関係収入	42,300,000	48,398,000	6,098,000	
認定試験	(38,000,000)	(43,900,000)	(5,900,000)	
更新認定料	(4,250,000)	(4,290,000)	(40,000)	
資料頒布料	(50,000)	(208,000)	(158,000)	
教育関係収入	2,010,000	1,747,000	263,000	
教育セッション	(2,000,000)	(1,730,000)	(270,000)	
資料頒布料	(10,000)	(17,000)	(7,000)	
雑収入	2,000,000	1,248,152	751,848	
寄付金収入	0	0	0	
受取利息	100,000	210,681	110,681	
事業活動収入計 (A)	325,821,000	334,670,381	8,849,381	
2. 事業活動支出				
事業費				
学会誌経費	60,560,000	60,781,060	221,060	
出版費	(38,700,000)	(46,494,832)	(7,794,832)	
発送経費	(12,986,000)	(9,886,291)	(3,099,709)	
編集委員会費	(5,329,000)	(2,998,376)	(2,330,624)	
英文校正費	(2,530,000)	(1,101,561)	(1,428,439)	
査読通信費	(1,015,000)	(300,000)	(715,000)	
国際交流関係費	6,840,000	6,929,423	89,423	
奨学金	(3,600,000)	(3,600,000)	(0)	
委員会費	(300,000)	(355,224)	(55,224)	
AFSUMB分担金	(2,940,000)	(2,974,199)	(34,199)	
WFUMB機関誌代	2,769,000	2,429,594	339,406	
学術集会関係費	75,136,000	73,223,367	1,912,633	
学術集会経費	(74,966,000)	(73,152,932)	(1,813,068)	
学術集会会議費	(170,000)	(70,435)	(99,565)	
学術集会補助金	2,000,000	2,000,000	0	
地方会関係費	61,765,000	55,561,878	6,203,122	
地方会学術集会経費	(45,130,000)	(38,198,815)	(6,931,185)	
地方会交付金	(16,315,000)	(17,004,108)	(689,108)	
運営委員長会議費	(320,000)	(358,955)	(38,955)	
各種委員会費	8,441,000	6,773,570	1,667,430	

科目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
用語・診断基準委員会費	(3,299,000)	(3,054,329)	(244,671)	
企画委員会費	(448,000)	(106,380)	(341,620)	
保険委員会	(507,000)	(535,780)	(28,780)	
機器および安全に関する委員会	(2,703,000)	(767,201)	(1,935,799)	
倫理委員会	(100,000)	(0)	(100,000)	
規約関係	(50,000)	(0)	(50,000)	
インターネット関係	(1,334,000)	(2,309,880)	(975,880)	
専門医制度委員会費	5,386,000	4,691,383	694,617	
専門医認定関係費	(3,086,000)	(3,228,039)	(142,039)	
専門医制度委員会費	(2,300,000)	(1,415,044)	(884,956)	
頒布資料印刷費	(0)	(48,300)	(48,300)	
工学フェロ-制度委員会費	703,000	65,636	637,364	
工学フェロ-認定費	(377,000)	(0)	(377,000)	
工学フェロ-制度委員会費	(326,000)	(65,636)	(260,364)	
検査士制度委員会費	16,281,000	14,299,635	1,981,365	
検査士認定関係費	(15,124,000)	(13,379,815)	(1,744,185)	
検査士制度委員会費	(1,157,000)	(769,670)	(387,330)	
頒布資料印刷費	(0)	(150,150)	(150,150)	
教育委員会費	5,610,000	3,813,094	1,796,906	
教育セッション費	(3,380,000)	(3,367,268)	(12,732)	
教育委員会費	(880,000)	(445,826)	(434,174)	
生涯教育費	(1,350,000)	(0)	(1,350,000)	
顕彰委員会関係費	5,530,000	4,885,097	644,903	
研究開発促進委員会費	18,000,000	10,180,783	7,819,217	
研究開発班設置費	(15,000,000)	(8,799,998)	(6,200,002)	
研究会設置費	(2,000,000)	(846,405)	(1,153,595)	
研究開発促進委員会費	(1,000,000)	(534,380)	(465,620)	
事業費計	269,021,000	245,634,520	23,386,480	
管理費				
人件費	40,620,000	40,525,804	94,196	
会計顧問料	500,000	525,000	25,000	
福利厚生費	700,000	593,447	106,553	
法定福利費	4,900,000	5,456,517	556,517	
職員交通費	1,550,000	1,960,817	410,817	
事務所賃借料	7,820,000	20,108,521	12,288,521	
事務用機器賃借料	710,000	638,400	71,600	
備品費	400,000	0	400,000	
文具消耗品費	800,000	760,318	39,682	
光熱水料	650,000	847,315	197,315	
事務OA化費	500,000	168,352	331,648	
会議費	3,000,000	4,426,563	1,426,563	
印刷費	1,400,000	1,402,402	2,402	
通信費	3,400,000	5,582,091	2,182,091	
公租公課	1,200,000	1,266,100	66,100	
雑費	500,000	843,351	343,351	
払込手数料	1,700,000	1,837,148	137,148	
選挙関係費	50,000	19,280	30,720	
退職金	0	0	0	
管理費計	70,400,000	86,961,426	16,561,426	
事務所移転費用	0	15,240,460	15,240,460	
事業活動支出計 (B)	339,421,000	347,836,406	8,415,406	
事業活動収支差額 (C)=(A)-(B)	13,600,000	13,166,025	433,975	
投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
敷金・保証金戻り収入	0	16,384,500	16,384,500	
敷金戻り収入	(0)	(16,384,500)	(16,384,500)	
特定預金取崩収入	15,000,000	20,000,000	5,000,000	

科目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
事務所整備基金取崩収入	(0)	(14,000,000)	(14,000,000)	
学術奨励基金取崩収入	(8,000,000)	(0)	(8,000,000)	
松尾賞基金取崩収入	(1,000,000)	(0)	(1,000,000)	
研究会発班設置基金取崩収入	(5,000,000)	(5,000,000)	(0)	
伊東賞基金取崩収入	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)	
投資活動収入計 (D)	15,000,000	36,384,500	21,384,500	
2. 投資活動支出				
敷金・保証金支出	0	15,176,700	15,176,700	
敷金支出	(0)	(15,176,700)	(15,176,700)	
特定預金繰入支出	900,000	17,700,000	16,800,000	
退職給付引当預金支出	(900,000)	(2,700,000)	(1,800,000)	
研究開発班設置基金繰入支出	(0)	(15,000,000)	(15,000,000)	
投資活動支出計 (E)	900,000	32,876,700	31,976,700	
投資活動収支差額 (F)=(D)-(E)	14,100,000	3,507,800	10,592,200	
財務活動収支の部				
1. 財務活動収入			0	
財務活動収入計 (G)	0	0	0	
2. 財務活動支出			0	
財務活動支出計 (H)	0	0	0	
財務活動収支差額 (I)=(G)-(H)	0	0	0	
予備費支出	500,000	-	500,000	
当期収支差額 (J)=(C)+(F)+(I)	0	9,658,225	9,658,225	
前期繰越収支差額 (K)	0	66,392,293	66,392,293	
次期繰越収支差額 (J)+(K)	0	56,734,068	56,734,068	

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、前払金、仮払金、未収入金、前受金、仮受金、未払金及び預り金を含めている。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

科目	前期末残高	当期末残高
現金預金	57,705,388	60,759,948
前払金	4,755,000	5,875,990
仮払金	10,000,000	5,400,000
未収入金	830,735	466,500
合計	73,291,123	72,502,438
前受金	1,478,500	943,000
仮受金	2,025,000	2,055,000
未払金	3,086,991	12,381,840
預り金	308,339	388,530
合計	6,898,830	15,768,370
次期繰越収支差額	66,392,293	56,734,068

貸借対照表

平成19年3月31日現在

一般会計

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	50,506,985	43,149,410	7,357,575
郵便振替	10,252,963	14,555,978	4,303,015
前払金	5,875,990	4,755,000	1,120,990
仮払金	5,400,000	10,000,000	4,600,000
未収入金	466,500	830,735	364,235
流動資産合計	72,502,438	73,291,123	788,685
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	0	36,000,000	36,000,000
基本口定期預金	36,000,000	0	36,000,000
基本財産合計	36,000,000	36,000,000	0
(2) 特定資産			
定期預金	268,522,641	270,822,641	2,300,000
特定資産合計	268,522,641	270,822,641	2,300,000
(3) その他固定資産			
建物付属設備	3,690,600	0	3,690,600
什器備品	6,236,300	0	6,236,300
減価償却累計額	591,071	0	591,071
敷金	15,176,700	16,384,500	1,207,800
電話加入権	0	192,800	192,800
その他固定資産合計	24,512,529	16,577,300	7,935,229
固定資産合計	329,035,170	323,399,941	5,635,229
資産合計	401,537,608	396,691,064	4,846,544
負債の部			
1. 流動負債			
未払金	12,381,840	3,086,991	9,294,849
前受金	943,000	1,478,500	535,500
預り金	388,530	308,339	80,191
仮受金	2,055,000	2,025,000	30,000
流動負債合計	15,768,370	6,898,830	8,869,540
2. 固定負債			
退職給付引当金	20,442,980	18,237,510	2,205,470
固定負債合計	20,442,980	18,237,510	2,205,470
負債合計	36,211,350	25,136,340	11,075,010
正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(36,000,000)	(36,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	()	()	(0)
正味財産合計	365,326,258	371,554,724	6,228,466
負債及び正味財産合計	401,537,608	396,691,064	4,846,544

正味財産増減計算書

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

一般会計

(単位:円)

科目	当 年 度	前 年 度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用収入	184,346		
会費収入	144,240,500		
正会員会費	(101,095,500)		
準会員会費	(40,604,000)		
学生会員会費	(21,000)		
賛助会員会費	(2,520,000)		
入会金収入	1,121,000		
広告収入	2,070,000		
学術集会収入	84,754,039		
参加費収入	(24,524,000)		
展示収入	(60,230,039)		
地方会関係収入	42,659,663		
学会誌別刷収入	615,500		
WFUMB会誌収入	1,350,000		
専門医制度関係収入	6,038,000		
認定試験	(2,340,000)		
更新認定料	(2,279,000)		
資料頒布料	(1,419,000)		
工学フェロ-制度関係収入	33,500		
認定審査	(11,000)		
更新認定料	(22,500)		
検査士制度関係収入	48,398,000		
認定試験	(43,900,000)		
更新認定料	(4,290,000)		
資料頒布料	(208,000)		
教育関係収入	1,747,000		
教育セッション	(1,730,000)		
資料頒布料	(17,000)		
雑収入	1,248,152		
寄付金収入	0		
受取利息	210,681		
経常収益計 (A)	334,670,381		
(2) 経常費用			
事業費			
学会誌経費	60,781,060		
出版費	(46,494,832)		
発送経費	(9,886,291)		
編集委員会費	(2,998,376)		
英文校正費	(1,101,561)		
査読通信費	(300,000)		
国際交流関係費	6,929,423		
奨学金	(3,600,000)		
委員会費	(355,224)		
AFSUMB分担金	(2,974,199)		
WFUMB機関誌代	2,429,594		
学術集会関係費	73,223,367		
学術集会経費	(73,152,932)		
学術集會会議費	(70,435)		
学術集会補助金	2,000,000		
地方会関係費	55,561,878		
地方会学術集会経費	(38,198,815)		
地方会交付金	(17,004,108)		
運営委員長会議費	(358,955)		
各種委員会費	6,773,570		
用語・診断基準委員会費	(3,054,329)		
企画委員会費	(106,380)		
保険委員会	(535,780)		
機器および安全に関する委員会	(767,201)		
倫理委員会	(0)		

規約関係	(0)		
インターネット関係	(2,309,880)		
専門医制度委員会費		4,691,383		
専門医認定関係費	(3,228,039)		
専門医制度委員会費	(1,415,044)		
頒布資料印刷費	(48,300)		
工学フェロ-制度委員会費		65,636		
工学フェロ-認定費	(0)		
工学フェロ-制度委員会費	(65,636)		
検査士制度委員会費		14,299,635		
検査士認定関係費	(13,379,815)		
検査士制度委員会費	(769,670)		
頒布資料印刷費	(150,150)		
教育委員会費		3,813,094		
教育セッション費	(3,367,268)		
教育委員会費	(445,826)		
生涯教育費	(0)		
顕彰委員会関係費		4,885,097		
研究開発促進委員会費		10,180,783		
研究開発班設置費	(8,799,998)		
研究会設置費	(846,405)		
研究開発促進委員会費	(534,380)		
事業費計		245,634,520		
管理費				
人件費		40,525,804		
会計顧問料		525,000		
福利厚生費		593,447		
法定福利費		5,456,517		
職員交通費		1,960,817		
事務所賃借料		20,108,521		
事務用機器賃借料		638,400		
備品費		0		
文具消耗品費		760,318		
光熱水料		847,315		
事務OA化費		168,352		
会議費		4,426,563		
印刷費		1,402,402		
通信費		5,582,091		
公租公課		1,266,100		
雑費		843,351		
払込手数料		1,837,148		
選挙関係費		19,280		
退職金		0		
減価償却費		591,071		
退職給付引当金繰入額		2,205,470		
管理費計		89,757,967		
経常費用計 (B)		335,392,487		
当期経常増減額 (C)=(A)-(B)		722,106		
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益		0		
経常外収益計 (D)		0		
(2) 経常外費用				
事務所移転費用		5,506,360		
経常外費用計 (E)		5,506,360		
当期経常外増減額 (F)=(D)-(E)		5,506,360		
当期一般正味財産増減額 (G)=(C)+(E)		6,228,466		
一般正味財産期首残高 (H)		371,554,724		
一般正味財産期末残高 (G)+(H)		365,326,258		
指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高		0		
指定正味財産期末残高		0		
正味財産期末残高		365,326,258		

財産目録
平成19年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金額	金額	金額
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	50,506,985		
現金手許有高	(129,119)		
普通預金	(27,040,610)		
普通預金	(2,120,504)		
普通預金	(13,140,754)		
普通預金	(5,355,754)		
普通預金	(1,144,305)		
普通預金	(1,351,739)		
普通預金	(224,200)		
郵便振替	10,252,963		
前払金	4,000,000		
"	1,875,990		
仮払金	5,400,000		
未収入金	466,500		
流動資産合計		72,502,438	
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本口定期預金	36,000,000		
基本財産合計	36,000,000		
(2) 特定資産			
定期預金	268,522,641		
退職給付引当預金	(12,486,010)		
減価償却引当預金	(2,500,000)		
国際交流基金	(4,500,000)		
名簿刊行基金	(10,000,000)		
事務所整備基金	(70,000,000)		
学術奨励基金	(30,000,000)		
"	(85,500,000)		
松尾賞基金	(6,500,000)		
研究開発班設置基金	(20,000,000)		
伊東賞基金	(27,036,631)		
特定資産合計	268,522,641		
(3) その他固定資産			
建物付属設備	3,690,600		
什器備品	6,236,300		
減価償却累計額	591,071		
敷金	15,176,700		
その他固定資産合計	24,512,529		
固定資産合計		329,035,170	
資産合計			401,537,608
負債の部			
1. 流動負債			
未払金	11,987,940		
"	393,900		
前受金	923,000		
"	20,000		
預り金	388,530		
仮受金	2,055,000		
流動負債合計		15,768,370	
2. 固定負債			
退職給付引当金	20,442,980		
固定負債合計		20,442,980	
負債合計			36,211,350
正味財産			365,326,258

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法について
個別法に基づく原価基準である。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
建物付属設備及び什器備品…定額法によっている。
- (3) 引当金の計算基準
退職給付引当金…期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。
- (4) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっている。
- (5) 消費税等の会計処理
消費税の会計処理は、税込み方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
貸付信託	36,000,000	0	36,000,000	0
定期預金	0	36,000,000	0	36,000,000
小計	36,000,000	36,000,000	36,000,000	36,000,000
特定資産				
退職給付引当預金	9,786,010	2,700,000	0	12,486,010
減価償却引当預金	2,500,000	0	0	2,500,000
国際交流積立預金	4,500,000	0	0	4,500,000
名簿刊行積立預金	10,000,000	0	0	10,000,000
事務所整備費積立預金	84,000,000	0	14,000,000	70,000,000
学術奨励積立預金	115,500,000	0	0	115,500,000
松尾賞基金預金	6,500,000	0	0	6,500,000
研究開発班設置基金預金	10,000,000	15,000,000	5,000,000	20,000,000
伊東賞基金預金	28,036,631	0	1,000,000	27,036,631
小計	270,822,641	17,700,000	20,000,000	268,522,641
合計	306,822,641	53,700,000	56,000,000	304,522,641

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

科目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
定期預金	36,000,000	0	36,000,000	0
小計	36,000,000	0	36,000,000	0
特定資産				
退職給付引当預金	12,486,010	0	12,486,010	0
減価償却引当預金	2,500,000	0	2,500,000	0
国際交流積立預金	4,500,000	0	4,500,000	0
名簿刊行積立預金	10,000,000	0	10,000,000	0
事務所整備費積立預金	70,000,000	0	70,000,000	0
学術奨励積立預金	115,500,000	0	115,500,000	0
松尾賞基金預金	6,500,000	0	6,500,000	0
研究開発班設置基金預金	200,000,000	0	200,000,000	0
伊東賞基金預金	27,036,631	0	27,036,631	0
小計	448,522,641	0	448,522,641	0
合計	484,522,641	0	484,522,641	0

4. 担保に供している資産

担保に供している資産はない。

5. 保証債務(債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。)等の偶発債務

保証債務はない。


(資料3)

平成18年度収支決算監査報告

平成18年度収支決算について、監査をおこなったところ、適正な
経理が行われたことを認めます。

平成19年4月16日

社団法人日本超音波医学会

監事 千原 子子 

監事 望見 元義 

独立監査人の監査報告書

平成 19 年 4 月 18 日

社団法人日本超音波医学会

理事長 千 田 彰 一 殿

馬目公認会計士事務所

公認会計士

馬目利昭



私は、社団法人日本超音波医学会の平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの平成 18 年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録、並びに収支計算書（以下「財務諸表等」という。）についての監査を行った。この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、私の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、私の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、社団法人日本超音波医学会の平成 18 年度末日現在の財政状態並びに同事業年度の正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 収支計算書は、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成 17 年 3 月 23 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に従って、社団法人日本超音波医学会の平成 18 年度の収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

社団法人日本超音波医学会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(資料4)

平成19年度事業計画(案)

(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

平成19年度における本会の事業計画は次のとおりである。

学会誌の発行

「超音波医学」(和文誌)第34巻Supplement号、第34巻3号から6号と第35巻1号から2号までの7冊、及び「Journal of Medical Ultrasonics」(英文誌)Vol.34 No.2からNo.4とVol.35 No.1までの4冊、計11冊を発行し、会員に配付する。

学術集会

学術集会を下記のとおり年1回開催し、講演抄録は学会誌として発行する。

第80回学術集会(会長 鄭 忠和)

平成19年5月18日～20日 於：城山観光ホテル・かごしま県民交流センター(鹿児島県)

以降の予定

第81回学術集会(会長 別府慎太郎)

平成20年5月23日～25日 於：神戸国際展示場(兵庫県)

第82回学術集会(会長 椎名 毅)

平成21年春開催予定 於：未 定

地方会学術集会

下記の地方会の開催を予定している。

a. 北海道地方会学術集会

第33回 会長 千石 一雄

平成19年10月13日 於：タケダ札幌ビル(札幌市)

第34回 会長 村上弘 則

平成20年1月～3月頃 於：未定

b. 東北地方会学術集会

第34回 会長 小笠原鉄郎

平成19年9月30日 於：民陵会館(仙台市)

第35回 会長 阿部 眞秀

平成20年3月23日 於：仙台市情報・産業プラザ(仙台市)

c. 関東甲信越地方会学術集会

第19回 会長 高田悦雄

平成19年11月10日～11日 於：東京ファッションタウン(TFTホール)(東京都江東区)

d. 中部地方会学術集会

第25回 会長 川 鯨 市郎

平成19年7月1日 於：長良川国際会議場(岐阜市)

第26回 会長 乾 和 郎

平成19年2月17日 於：名古屋国際会議場(名古屋市)

e. 関西地方会学術集会

第34回 会長 武田 正

平成19年10月13日 於：大阪国際交流センター(大阪市)

f. 中国地方会学術集会

第43回 会長 木下 芳 一

平成19年9月15日 於：島根大学医学部看護学科棟(出雲市)

g. 四国地方会学術集会

第17回 会長 水重 克文

平成19年10月13日 於：高松市文化芸術ホール(サンポート高松)(高松市)

h. 九州地方会学術集会

第17回 会長 西村 敏博

平成19年9月16日 於：北九州学術研究都市会議場(北九州市)

教育セッション

第6回

平成19年5月18日～20日 於：かごしま県民交流センター(鹿児島県)

各種委員会等

1. 企画委員会

a. 本学会正会員増についての検討を引き続き行う。

b. 本学会と関連省官庁との連携を強める。

c. その他、理事長より諮問される案件については慎重に審議し、早急に答申するとともに、超音波医学についてを将来的視野で検討し、委員会独自の提言を行う。

2. 機器及び安全に関する委員会

a. 「超音波の安全性」についての調査、啓蒙活動を行う。

b. 超音波診断機器の画像劣化要因に関する調査、啓蒙活動、及び検討を行う。

c. 超音波造影剤の安全性について、調査、及び検討を行う。

1) パプルの安全性に関する動物実験を行う。

d. DICOM規格に関する超音波画像の運用等について、検討する。

e. その他

3. 編集委員会

a. 「超音波医学」(和文誌)第34巻Supplement号(年次学術集会抄録号)、第34巻3号から6号と第35巻1号から2号までの7冊、及び「Journal of Medical Ultrasonics」(英文誌)Vol.34, No.2からNo.4とVol.35, No.1までの4冊、計11冊を発行する。

b. 過去の学会誌(Vol.19, No.1(1989)～Vol.24, No.12(1994))のデジタルデータ化を進める。

4. 用語・診断基準委員会
 - a. 医用超音波用語関係
 - 1) 医用超音波用語集改訂第5版の作成
 - b. 超音波診断基準関係
 - 1) 「眼領域の画像表示と標準的計測法」、並びに「GUIDELINES FOR IMAGE PRESENTATION AND MEASUREMENT OF OPHTHALMIC REGION」を完成し、学会誌に公示する。
 - 2) 「下肢静脈血栓症の超音波診断ガイドライン(案)」を完成し、学会誌に公示して会員の意見を取りまとめる。
 - 3) 「頸動脈超音波診断ガイドライン(案)」を完成し、学会誌に公示して会員の意見を取りまとめる。
 - 4) 「肝腫瘤の超音波診断基準」の改訂に向けて検討する。
 - 5) 「泌尿器領域の診断基準」の改訂に向けて検討を行う。
 - 6) 「膵癌診断基準」の改訂に向けて検討を行う。
 - 7) 「結節性甲状腺診断基準」の改訂に向けて検討を行う。
 - 8) 「腫瘍非形成性乳腺疾患ガイドライン」の作成に向けて検討を行う。
 - 9) 「双胎妊娠胎児の標準値」の作成に向けて検討を行う。
 - 10) 「胎児静脈系血流の標準値」の作成に向けて検討を行う。
5. 保険委員会
 - a. 外保連、及び内保連へ診療報酬点数改定、新規適用要望書を提出する。
 - b. 他学会及び関連学会との情報交換を行う。
 - c. 各種超音波検査の年間検査件数、及び検査に携わる医師や技師の現状をアンケート調査し、今後の内保連や外保連への要望の参考にする。
6. 国際交流委員会
 - a. 社団法人日本超音波医学会奨学制度(JSUM Fellowship)関係

「社団法人日本超音波医学会奨学制度実施要領」に準拠して、下記の活動を行う。

 - 1) 2007年度JSUM Fellowship研修生の研修を実施する。
 - 2) 2008年度JSUM Fellowship研修生を公募し、選考する。
 - 3) 今後の国際貢献のあり方について検討する。
 - b. アジア超音波医学学術連合(AFSUMB)・世界超音波医学学術連合大会(WFUMB)関係
 - 1) 2007年にバンコク(2007年11月12日～16日)にて開催される第8回AFSUMB大会に学術、広報などの面で協力する。
 - 2) WFUMBとAFSUMBの関連機関誌、及び本学会ホームページにおいてJSUM Fellowshipの募集広告を行う。
 - 3) WFUMBとAFSUMBのEducation Programに協力する。
7. 教育委員会
 - a. 第80回学術集會会期中の平成19年5月18日(金)、19日(土)、20日(日)にかごしま県民交流センター(鹿児島県)を会場として、第6回教育セッションを開催する。
 - b. 第81回学術集會会会期中に神戸市にて開催予定の「第7回教育セッション」の企画案を検討し、開催に向けての準備を行う。
 - c. 平成19年8月26日(日)にパシフィコ横浜(横浜市)を会場として、「第1回超音波講習会」(仮称)を開催する。
 - d. 「超音波専門医研修カリキュラム」の英語版完成に向けての検討を行う。
8. 超音波専門医制度委員会
 - a. 平成19年度研修施設の指定を行った上で認定証を交付し、併せて学会誌に公示する。
 - b. 第17回超音波専門医認定試験を実施し、合格者の登録を行った上で認定証を交付し、併せて学会誌に公示する。
 - c. 第13回超音波専門医資格更新を実施し、更新者の登録を行った上で認定証を交付し、併せて学会誌に公示する。
 - d. 平成19年度超音波指導医の新規自薦申請者の公募を行い、新規及び再委嘱候補者の審査を行い、委嘱を行った上で委嘱状を交付し、併せて学会誌に公示する。
 - e. 第18回超音波専門医認定試験のための試験委員会を組織し、準備を進める。
 - f. 第14回超音波専門医更新に関する会告を公示する。
 - g. 平成20年度研修施設の指定に向けての審査を行う。
 - h. 有限責任中間法人日本専門医認定機構評議員会に出席する。
 - i. 本制度の改革・整備に向けての審議を行う。
 - j. 本制度に関する会員への啓蒙を積極的に行う。
 - k. 本制度に関する他学会との連携を深める。
9. 顕彰委員会
 - a. 第9回特別学会賞の選考を行う。
 - b. 第6回松尾賞の選考を行う。
 - c. 第7回技術賞の選考を行う。
 - d. 第21回菊池賞(論文賞)の選考を行う。
 - e. 第8回奨励賞の選考を行う。
 - f. 第2回伊東賞(論文賞)の選考を行う。
10. 超音波検査士制度委員会
 - a. 第23回超音波検査士認定試験を実施する。
 - b. 2008年超音波検査士資格更新を実施する。
 - c. 超音波検査士制度の育成と増進を図る。
 - d. 超音波検査士制度を充実させる。
11. 超音波工学フェロー認定審査委員会
 - a. 第9回超音波工学フェローの認定審査を行い、適格と判定した者を理事会の議を経て認定し、希望者には認定証を交付する。
 - b. 第10回超音波工学フェローの公募を行う。
 - c. 第4回超音波工学フェロー資格更新の公募を行う。
 - d. 資格更新システムのIT化についての検討を行う。
12. 研究開発促進委員会
 - a. 平成19年度研究開発班の設置申請についての審査を行い、研究開発班の設置を認可する。
 - b. 平成19年度研究会の設置申請についての審査を行い、研究会の設置を認可する。
 - c. 平成20年度研究開発班の設置申請の公募を行い、応募書類を審査する。
 - d. 平成20年度研究会の設置申請の公募を行い、応募書類を審査する。
 - e. 第80回学術集會会会期中に「新技術開発セッション」を実施する。
13. 倫理委員会
 - a. 倫理委員会委員として外部委員の選任を行う。

b.超音波医学の研究、診療、教育情報、安全に関する倫理的諸問題について審議、及び検討を行う。

14. 学術集会委員会

学術集会の在り方を考え、学術集会が円滑に行われるように助言する。

15. 平成20・21年度選挙管理委員会(委員長 秋山いわき)

役員評議員選任規則に従い、平成20・21年度役員及び評議員の選挙を行う。

16. 会員資格審査関係

会員の取扱規則に従い、会員資格に関する下記認定の審査を行う。

- 1) 入会希望者及び退会希望者の審査
- 2) 除名該当者の審査
- 3) 会員種別変更希望者の審査
- 4) 休会希望者の審査

17. 学術集会関係

第83回学術集会会長候補者について、役員及び評議員宛に自薦、並びに他薦依頼を行い、それに基づき候補者を理事会で決定する。

18. 地方会関係

a. 地方会に関する事業の発展、充実及び円滑な運営の促進

- 1) 各地方会の事業が円滑に運営されるよう指導及び助言を行う。
- 2) 地方会交付金の算定を行い、交付する。
- 3) 地方会学術集会に関して助言を行う。
- 4) 地方会講習会に関して助言を行う。

b. 地方会運営委員長会議の開催し、各地方会相互の連絡を緊密に行う。

c. 地方会を通じての正会員数増加の推進を行う。

19. 規約関係

理事長の諮問を受けて、学会運営に関する諸規約の制定、及び改正について逐次審議し、立案する。

20. インターネット関係

引き続き本学会会員のためのWEBシステムの改良を行い、会員への利便を図る。

. 日本医学会関係

1. 第75回日本医学会定例評議員会に参加する。
2. 日本医学会シンポジウムに協力する。

. 日本学術会議関係

(資料 5)

収支予算書(案)

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

(単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	360,000	20,000	340,000	
会費収入	149,106,000	149,682,500	576,500	
正会員会費	(105,352,000)	(106,314,000)	(962,000)	
準会員会費	(40,879,000)	(40,330,000)	(549,000)	
学生会員会費	(35,000)	(38,500)	(3,500)	
賛助会員会費	(2,840,000)	(3,000,000)	(160,000)	
入会金収入	1,084,000	1,131,500	47,500	
広告収入	2,720,000	2,960,000	240,000	
学術集会収入	103,075,000	72,400,000	30,675,000	
参加費収入	(28,970,000)	(29,100,000)	(130,000)	
展示収入	(74,105,000)	(43,300,000)	(30,805,000)	
地方会関係収入	44,894,600	45,130,000	235,400	
学会誌別刷収入	350,000	500,000	150,000	
WFUMB会誌収入	1,800,000	1,800,000	0	
専門医制度関係収入	5,923,000	5,735,000	188,000	
認定試験	(2,280,000)	(2,160,000)	(120,000)	
更新認定料	(2,443,000)	(2,375,000)	(68,000)	
資料頒布料	(1,200,000)	(1,200,000)	(0)	
工学フェロ-制度関係収入	32,000	52,000	20,000	
認定審査	(15,000)	(25,000)	(10,000)	
更新認定料	(17,000)	(27,000)	(10,000)	
検査士制度関係収入	54,130,000	42,300,000	11,830,000	
認定試験	(48,000,000)	(38,000,000)	(10,000,000)	
更新認定料	(6,130,000)	(4,250,000)	(1,880,000)	
資料頒布料	(0)	(50,000)	(50,000)	
教育関係収入	4,610,000	2,010,000	2,600,000	
教育セッション	(1,600,000)	(2,000,000)	(400,000)	
資料頒布料	(10,000)	(10,000)	(0)	
講習会収入	(3,000,000)	(0)	(3,000,000)	
雑収入	2,000,000	2,000,000	0	
受取利息	100,000	100,000	0	
事業活動収入計	370,184,600	325,821,000	44,363,600	
2. 事業活動支出				
事業費				
学会誌経費	55,592,000	60,560,000	4,968,000	
出版費	(38,500,000)	(38,700,000)	(200,000)	
発送経費	(11,962,000)	(12,986,000)	(1,024,000)	
編集委員会費	(3,056,000)	(5,329,000)	(2,273,000)	
英文校正費	(1,274,000)	(2,530,000)	(1,256,000)	
査読通信費	(800,000)	(1,015,000)	(215,000)	
国際交流関係費	6,623,000	6,840,000	217,000	
奨学金	(3,600,000)	(3,600,000)	(0)	
委員会費	(240,000)	(300,000)	(60,000)	
AFSUMB分担金	(2,783,000)	(2,940,000)	(157,000)	
WFUMB機関誌代	2,513,000	2,769,000	256,000	
学術集会関係費	104,980,000	75,136,000	29,844,000	
学術集会経費	(103,990,000)	(74,966,000)	(29,024,000)	
学術集会会議費	(990,000)	(170,000)	(820,000)	
学術集会補助金	2,000,000	2,000,000	0	

科目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
地方会関係費	61,596,600	61,765,000	168,400	
地方会学術集会経費	(44,894,600)	(45,130,000)	(235,400)	
地方会交付金	(16,375,000)	(16,315,000)	(60,000)	
運営委員長会議費	(327,000)	(320,000)	(7,000)	
各種委員会費	10,083,000	8,441,000	1,642,000	
用語・診断基準委員会費	(4,636,000)	(3,299,000)	(1,337,000)	
企画委員会費	(460,000)	(448,000)	(12,000)	
保険委員会	(447,000)	(507,000)	(60,000)	
機器および安全に関する委員会	(2,445,000)	(2,703,000)	(258,000)	
倫理委員会	(50,000)	(100,000)	(50,000)	
規約関係	(45,000)	(50,000)	(5,000)	
インターネット関係	(2,000,000)	(1,334,000)	(666,000)	
専門医制度委員会費	5,489,000	5,386,000	103,000	
専門医認定関係費	(2,933,000)	(3,086,000)	(153,000)	
専門医制度委員会費	(2,300,000)	(2,300,000)	(0)	
頒布資料印刷費	(256,000)	(0)	(256,000)	
工学フェロ-制度委員会費	404,000	703,000	299,000	
工学フェロー認定費	(7,000)	(377,000)	(370,000)	
工学フェロ-制度委員会費	(397,000)	(326,000)	(71,000)	
検査士制度委員会費	18,005,000	16,281,000	1,724,000	
検査士認定関係費	(16,500,000)	(15,124,000)	(1,376,000)	
検査士制度委員会費	(790,000)	(1,157,000)	(367,000)	
頒布資料印刷費	(715,000)	(0)	(715,000)	
教育委員会費	6,345,000	5,610,000	735,000	
教育セッション費	(1,936,000)	(3,380,000)	(1,444,000)	
教育委員会費	(752,000)	(880,000)	(128,000)	
生涯教育費	(1,320,000)	(1,350,000)	(30,000)	
講習会経費	(2,337,000)	(0)	(2,337,000)	
顕彰委員会関係費	5,788,000	5,530,000	258,000	
賞金	(5,500,000)	(5,500,000)	(0)	
顕彰委員会費	(288,000)	(30,000)	(258,000)	
研究開発促進委員会費	15,250,000	18,000,000	2,750,000	
研究開発班設置費	(12,500,000)	(15,000,000)	(2,500,000)	
研究会設置費	(2,000,000)	(2,000,000)	(0)	
研究開発促進委員会費	(750,000)	(1,000,000)	(250,000)	
事業費計	294,668,600	269,021,000	25,647,600	
管理費				
人件費	41,677,000	40,620,000	1,057,000	
会計顧問料	500,000	500,000	0	
福利厚生費	700,000	700,000	0	
法定福利費	4,800,000	4,900,000	100,000	
職員交通費	1,540,000	1,550,000	10,000	
事務所賃借料	24,789,000	7,820,000	16,969,000	
事務用機器賃借料	710,000	710,000	0	
備品費	400,000	400,000	0	
文具消耗品費	800,000	800,000	0	
光熱水料	800,000	650,000	150,000	
事務OA化費	500,000	500,000	0	
会議費	2,700,000	3,000,000	300,000	
印刷費	1,000,000	1,400,000	400,000	
通信費	3,400,000	3,400,000	0	
公租公課	1,500,000	1,200,000	300,000	
雑費	500,000	500,000	0	
払込手数料	1,700,000	1,700,000	0	
選挙関係費	2,000,000	50,000	1,950,000	

科目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
退職金	0	0	0	
管理費計	90,016,000	70,400,000	19,616,000	
事務所移転費用	0	0	0	
事業活動支出計	384,684,600	339,421,000	45,263,600	
事業活動収支差額	14,500,000	13,600,000	900,000	
投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
敷金・保証金戻り収入	0	0	0	
敷金戻り収入	(0)	(0)	(0)	
特定預金取崩収入	15,000,000	15,000,000	0	
事務所整備基金取崩収入	(5,000,000)	(0)	(5,000,000)	
学術奨励基金取崩収入	(3,000,000)	(8,000,000)	(5,000,000)	
松尾賞基金取崩収入	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)	
研究会発班設置基金取崩収入	(5,000,000)	(5,000,000)	(0)	
伊東賞基金取崩収入	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)	
投資活動収入計	15,000,000	15,000,000	0	
2. 投資活動支出				
敷金・保証金支出	0	0	0	
敷金支出	(0)	(0)	(0)	
特定預金繰入支出	0	900,000	900,000	
退職給付引当預金支出	()	(900,000)	(900,000)	
研究開発発班設置基金繰入支出	(0)	(0)	(0)	
投資活動支出計	0	900,000	900,000	
投資活動収支差額	15,000,000	14,100,000	900,000	
財務活動収支の部				
1. 財務活動収入			0	
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出			0	
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
予備費支出				
	500,000	500,000	0	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	

(資料6)

平成18・19年度評議員の補充

本学会平成18・19年度評議員に2名の欠員が生じたため、本学会役員評議員選任規則第7条に照らし、以下の方を推薦する。
なお、任期は平成19年5月20日から平成20年度総会開催日までとする。

1. (19840618) イノウエ ヒロシ 井上 浩 氏 (秋田大学工学資源学部電気電子工学科)

2. (19830899) コヤナギ サモン 小柳左門 氏 (都城病院)

定款等の一部変更について

定款の改正理由

事務所の移転に伴い定款の変更を文部科学大臣に事前打診したところ、新しい「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」ができたので、今回の変更は、新法人移行を見据え改正するようにとの指導があり、以下のような改正をすることとしたい。

また、改正日については、本総会で承認された後、文部科学大臣に申請し、認可のあった日から施行される。

- 1.(第2条) 本会事務所を移転したことに伴い、事務所の住所を変更するものである。
- 2.(第4条) 本会では、従来より調査、研究、教育及び啓蒙を行ってきており、成果も上げているので、本会の重要な事業の一つの柱としてとするものである。
- 3.(第5条) 本会では、従来名誉会員を会員の種別としていたが、別途名誉会員は称号であるとの規定を作成しているので、整合性を保つため、名誉会員を会員の種別から除いて、称号とするためである。
- 4.(第7条) 入会金に関する規定が定款に定められていなかったため、新たに規定するためである。
- 5.(第11条) 総会で、会員を除名する際の議決条件を明確にするためである。
- 6.(第13条) 役員を選任について、理事長、理事及び監事は、広く会員の中から選任する必要があるため、正会員に限定しないこととしたためである。
監事は、客観的な立場で、法人の業務執行状況等の状況を鑑査する必要があるため、理事長が監事を推薦するのではなく、代議員が監事を直接的に推薦することとしたためである。
理事の構成が特定の関係者に片寄せると、業務の執行、又は理事会の実質審議に公平さが確保できなくなる恐れがある。そのため、理事の選任に当たっては、特定の関係者の占める割合に一定の制限を付す必要があるためである。
- 7.(第14条) 副理事長の理事長代理の順序を明確にするためである。
- 8.(第16条) 代議員制とすることとしたためである。
- 9.(第17条) 評議員を代議員としたことにより、代議員の選出について規定するものである。
- 10.(第18条) 代議員の職務を明確にするものである。
- 11.(第21条) 役員及び代議員の報酬について、従来定款上規定していなかったため、今回明確にしたものである。
- 12.(第22条) 従来、総会の構成に入っていた社員について、社員の位置付けの条を興し、明確にするものである。
- 13.(第23条) 事務局を置くことを明確にしたものである。
- 14.(第24条) 理事会の開催請求があった場合開催期日を明確にするものである。
- 15.(第25条) 「一般社団・財団法人法」上重要な業務執行(例えば、重要な財産の処分及び譲受け等)の決定を各理事に委任できないことに鑑み、理事会における表決権の代理行使を廃止する(書面行使は可)ものである。
- 16.(第26条) 名誉会員は、社員権(ここでは役員・代議員の権利義務でなく正会員の権利義務を指す。)に基づくものでなく、利害関係人または第三者として法人運営に関係することは差し支えないが、社員権に基づいて生じる権利義務は有しない。よって、名誉会員は総会に出席して意見を述べる資格がないため削除するものである。
- 17.(第27条) 臨時総会の招集に必要な人数について緩和すること、請求があった場合の臨時総会の招集日時を30日以内とすることについて規定するものである。
- 18.(第28条) 総会の議決事項に正味財産増減計算書、業務に関する重要事項を加えるものである。
- 19.(第29条) 総会は、社員をもって構成すると、規定したための改正である。
- 20.(第30条) 議決したことの通知先をより明確にしたものである。
- 21.(第31条) 議事録署名人を明確にするものである。
- 22.(第35条) 基本財産の処分について、議決の要件を明確にするものである。
- 23.(第38条) 従来暫定予算に関する規定がなかったため、新たに定めるものである。
- 24.(第39条) 条文の変更を行ったことによる整合性を図るものである。
- 25.(第40条) 借入金の議決事項の要件を明確にすること、及び年度区分を会計年度から事業年度に変更するものである。
- 26.(第41条) 法人の指導監督基準に収支計算書が規定されているため追加すること、及び余剰金を収支差額とするものである。
- 27.(第45条) 寄付先を公益法人に限るとすること。
- 28.(第46条) 庶務日誌を除外したことに伴う号数の変更である。

役員代議員選任規則・実施細則の改正理由

定款の変更に伴い所要の改正をするものである。

1. 評議員から代議員とすること。
2. 監事は、客観的な立場で、法人の業務執行状況を鑑査する必要があるため、理事長が監事候補者を推薦することではなく、代議員等候補者が監事を直接的に選出することとするため。
3. 改正日は、本総会で承認された後文部科学大臣の認可のあった日とする。

「社団法人日本超音波医学会定款改正(案)新旧対照表

現 行	改 正
<p>第1章 総 則 (名 称) 第1条 この法人は、社団法人日本超音波医学会(英文名 The Japan Society of Ultrasonics in Medicine)(以下「<u>本会</u>」という。)という。</p> <p>(事務所) 第2条 本会は、事務所を東京都文京区本郷3丁目23番1号に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業 (目 的) 第3条 本会は、超音波医学に関する学理及び応用の研究についての発表、知識の交換、情報の提供等を行うことにより、超音波医学及びその関連学問領域の進歩普及を図り、もって我が国における学術の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事 業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 一 学術集会、学術講演会等の開催 二 会誌の発行 三 学会認定医及び学会認定検査士の認定 四 内外の関連学術団体との連絡及び協力 五 その他目的を達成するために必要な事業</p> <p>第3章 会 員 (種 別) 第5条 本会の会員の種別は、次のとおりとする。 一 名誉会員 超音波医学に関して顕著な功績があり、理事会の推挙に基づき総会の承認を得た者 二 正会員 超音波医学に関する学識経験者で、本会の目的に賛同して入会した者 三 準会員 超音波医学に関心を有する者で、本会の目的に賛同して入会した者(学生会員を除く) 四 学生会員 超音波医学に関する学術を専攻するために大学の学部若しくは大学院修士課程又はその他関連教育機関に在学中の学生で、本会の目的に賛同して入会した者 五 賛助会員 本会の行う事業を賛助する団体又は個人で、本会の目的に賛同して入会した者</p> <p>(入 会) 第6条 会員になろうとする者は、次条に定める当該年度の会費を添えて所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、名誉会員として総会の承認を得た者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。 2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。 3 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。</p> <p>(会 費) 第7条 会員は、総会の議決を経て別に定める会費を納入しなければならない。 2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。 3 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。</p> <p>(会誌の配布等) 第8条 会員には、本会が刊行する会誌を配布する。 2 会員は、本会が催す各種の事業に優先参加することができる。</p> <p>(資格の喪失) 第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。 一 退会したとき。 二 禁治産若しくは準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。 三 死亡したとき、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が解散したとき。 四 除名されたとき。</p>	<p>第1章 総 則 (名 称) 第1条 (左に同じ)</p> <p>(事務所) 第2条 本会は、事務所を東京都千代田区神田淡路町2丁目23番1号に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業 (目 的) 第3条 (左に同じ)</p> <p>(事 業) 第4条 (左に同じ) 一 (左に同じ) 二 (左に同じ) 三 (左に同じ) 四 調査・研究及び教育・啓蒙 五 学会認定医及び学会認定検査士の認定 六 内外の関連学術団体との連絡及び協力 七 その他目的を達成するために必要な事業</p> <p>第3章 会 員 (種 別) 第5条 (左に同じ) (削 除) 二 (左に同じ) 三 (左に同じ) 四 (左に同じ) 五 (左に同じ) 六 (左に同じ) 七 (左に同じ)</p> <p>(入 会) 第6条 会員になろうとする者は、次条に定める入会金及び当該年度の会費を添えて所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、名誉会員として総会の承認を得た者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員になるものとする。 (削 除) (削 除)</p> <p>(入会金及び会費) 第7条 入会金及び会費に関する規定は、総会の議決を経て別に定める。 (削 除) 2 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。</p> <p>(会誌の配布等) 第8条 (左に同じ) (左に同じ)</p> <p>(資格の喪失) 第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。 一 退会したとき (削 除) 二 死亡したとき、若しくは失踪宣告を受け、又は法人である会員が解散したとき 三 除名されたとき</p>

現 行	改 正
<p>(退会) 第10条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届けを理事長に提出しなければならない。</p> <p>(除名) 第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>一 会費を1年以上滞納したとき。 二 本会の会員としての義務に違反したとき。 三 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為があったとき。</p> <p>第4章 役員、評議員及び職員</p> <p>(役員) 第12条 本会に、次の役員を置く。 一 理事17名以上20名以内(うち、理事長1名及び副理事長2名) 二 監事2名</p> <p>(役員を選任) 第13条 理事長及び理事は、正会員の中から評議員が候補者を推薦し、総会で選任する。 2 副理事長は、理事の中から理事長が候補者を推薦し、総会で選任する。 3 監事は、正会員の中から理事長が候補者を推薦し、総会で選任する。</p> <p>4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。</p> <p>(理事の職務) 第14条 理事長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。 3 理事は、理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。</p> <p>(監事の職務) 第15条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。 一 法人の財産の状況を監査すること。 二 理事の業務執行の状況を監査すること。 三 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び総会又は文部科学大臣に報告すること。 四 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。</p> <p>(評議員) 第16条 本会に、定款に定める職務を遂行するために別に定めるところにより、正会員の意思が十分に反映されるように正会員中より選出された評議員を置く。 2 評議員の定員は160名以上180名以内とする。</p> <p>(評議員を選任) 第17条 評議員は、正会員の中から総会で選任する。 2 役員は、評議員を兼ねることができない。</p> <p>(役員及び評議員の任期) 第18条 役員及び評議員の任期は、当該役員及び評議員が選出された通常総会の日の翌日から、翌々年度の通常総会の日までとする。 2 役員及び評議員は、再任を妨げない。 3 補欠又は増員により選任された役員及び評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 4 役員及び評議員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。</p>	<p>(退会) 第10条 (左に同じ)</p> <p>(除名) 第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において社員現在数の3分の2以上の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。 (左に同じ) (左に同じ) (左に同じ)</p> <p>第4章 役員、代議員、社員及び職員</p> <p>(役員) 第12条 (左に同じ) (左に同じ) (左に同じ)</p> <p>(役員を選任) 第13条 理事長、理事及び監事は、代議員が候補者を推薦し、総会で選任する。 2 副理事長は、理事の中から理事長が候補者を推薦し、総会で選任する。 3 (削除) 3 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。</p> <p>(理事の職務) 第14条 (左に同じ) 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、<u>あらかじめ理事長が指名した順序により副理事長がその職務を代行する。</u> 3 理事は、理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。</p> <p>(監事の職務) 第15条 (左に同じ) 一 (左に同じ) 二 (左に同じ) 三 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること。 四 (左に同じ) 五 <u>理事会に参加し、意見を述べる</u>ことができる。</p> <p>(代議員) 第16条 本会に、代議員を置く。 2 代議員の定員は、160名以上180名以内とする。</p> <p>(代議員を選任) 第17条 代議員は、正会員の中から、<u>選挙により選出し</u>、総会で選任する。 2 代議員は、役員を兼ねることができない。 3 <u>代議員の選挙は、別に定める規程に基づいて行う。</u></p> <p>(代議員の職務) 第18条 <u>代議員は、正会員を代表して総会に出席し、審議事項を議決する。</u></p> <p>(役員及び代議員の任期) 第19条 役員及び代議員の任期は、当該役員及び代議員が選出された通常総会の日の翌日から、翌々年度の通常総会の日までとする。 2 役員及び代議員は、再任を妨げない。 3 補欠又は増員により選任された役員及び代議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 4 役員及び代議員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。</p>

現 行	改 正
<p>(役員及び評議員の解任) 第19条 役員及び評議員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。この場合、当該役員及び評議員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。 二 職務上の義務違反その他役員及び評議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。</p> <p>(職員) 第20条 本会の事務を処理するため、必要な職員を置く。 2 職員は、理事長が任免する。 3 職員は、有給とする。</p> <p>第5章 会 議 (理事会の招集等) 第21条 理事会は、毎年2回以上理事長が招集する。ただし、理事長又は監事が必要と認めたととき、又は理事4名以上から会議に付議すべき事項及び理由を示して理事会の開催を請求されたときは、理事長は、その請求を受理したのち遅滞なくこれを招集しなければならない。 2 理事会の議長は理事長とする。</p> <p>(理事会の定足数等) 第22条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面又は委任状によってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。 2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。 3 監事は、理事会に参加し、意見を述べることができる。</p> <p>(総会の構成) 第23条 本会の総会は、代議員をもって組織する。 2 代議員は、役員及び評議員とし、代議員は民法上の社員とする。 3 代議員以外の名誉会員及び正会員は総会に出席して、議長の了解を得て意見を述べることができる。ただし、表決には参加することができない。</p> <p>(総会の招集等) 第24条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後3か月以内に理事長が招集する。 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたととき、又は監事から請求のあったとき、理事長が招集する。 3 前項のほか、代議員50名以上から会議に付議すべき事項及び理由を記載した書面を提出して総会の開催を請求されたときは、理事長は、その請求を受理したのち遅滞なく臨時総会を招集しなければならない。 4 総会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。 5 総会の議長は、会議の都度、出席代議員の互選で定める。</p> <p>(総会の議決事項) 第25条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。 一 事業計画及び収支予算についての事項 二 事業報告及び収支決算についての事項 三 財産目録及び貸借対照表についての事項 四 その他理事会において必要と認められた事項</p>	<p>(役員及び代議員の解任) 第20条 役員及び代議員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び社員現在数の各々の4分の3以上の議決により理事長がこれを解任することができる。この場合、当該役員及び代議員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。 一 (左に同じ) 二 職務上の義務違反その他役員及び代議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。</p> <p>(役員及び代議員の報酬) 第21条 役員及び代議員は、無報酬とする。</p> <p>(社員) 第22条 役員及び代議員をもって民法上の社員とする。</p> <p>(事務局及び職員) 第23条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。 2 (左に同じ) 3 (左に同じ)</p> <p>第5章 会 議 (理事会の招集等) 第24条 理事会は、毎年2回以上理事長が招集する。ただし、理事長又は監事が必要と認めたととき、又は理事4名以上から会議に付議すべき事項及び理由を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長はその請求を受理したのち30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。 2 (左に同じ)</p> <p>(理事会の定足数等) 第25条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面によってあらかじめ意思を表示した者は、出席者と見なす。 2 (左に同じ) 3 (削 除)</p> <p>(総会の構成) 第26条 本会の総会は、社員をもって組織する。 (削 除) 2 社員以外の正会員は、総会に出席して、議長の了解を得て意見を述べることができる。ただし、表決には参加することができない。</p> <p>(総会の招集等) 第27条 通常総会は、毎年1回以上理事長が招集する。 2 (左に同じ) 3 前項のほか、社員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項及び理由を記載した書面を提出して総会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求を受理したのち30日以内に臨時総会を招集しなければならない。 4 総会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に付すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって社員に通知する。 5 総会の議長は、会議の都度、出席社員の互選で定める。</p> <p>(総会の議決事項) 第28条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。 一 (左に同じ) 二 (左に同じ) 三 正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表についての事項 四 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認められた事項</p>

現 行	改 正
<p>(総会の定足数等) 第26条 総会は、代議員現在数の過半数以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者、及び他の代議員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(会員への通知) 第27条 総会の議事の要領及び議決した事項については、これを会員に通知する。</p> <p>(議事録) 第28条 すべての会議の議事録は、議長が作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印のうえ、これを保存する。</p> <p>第6章 資産及び会計</p> <p>(資産の構成) 第29条 本会の資産は、次のとおりとする。 一 設立当初の財産目録に記載された財産 二 入会金及び会費 三 資産から生ずる収入 四 事業に伴う収入 五 寄付金品 六 その他の収入</p> <p>(資産の種別) 第30条 本会の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。 一 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産 二 基本財産とすることを指定して寄付された財産 三 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。</p> <p>(資産の管理) 第31条 本会の資産は、理事会の議決を経て理事長が管理する。 2 基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。</p> <p>(基本財産の処分の制限) 第32条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。</p> <p>(経費の支弁) 第33条 本会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。</p> <p>(事業計画及び収支予算) 第34条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、毎会計年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(新たな義務の負担等) 第35条 第32条ただし書及び次条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。</p> <p>(長期借入金) 第36条 本会が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。</p>	<p>(総会の定足数等) 第29条 総会は、社員現在数の過半数以上の者が出席しなければその議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者、及び他の社員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、<u>社員である</u>出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(会員への通知) 第30条 総会の議事の要領及び議決した事項については、これを<u>全会員</u>に通知する。</p> <p>(議事録) 第31条 すべての会議の議事録は、議長が作成し、議長及び<u>当該会議において選任された</u>出席者の代表2名以上が署名押印のうえ、これを保存する。</p> <p>第6章 資産及び会計</p> <p>(資産の構成) 第32条 (左に同じ) 一 (左に同じ) 二 (左に同じ) 三 (左に同じ) 四 (左に同じ) 五 (左に同じ) 六 (左に同じ)</p> <p>(資産の種別) 第33条 本会の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする 2 (左に同じ) 一 (左に同じ) 二 (左に同じ) 三 (左に同じ) 3 (左に同じ)</p> <p>(資産の管理) 第34条 (左に同じ) 2 (左に同じ)</p> <p>(基本財産の処分の制限) 第35条 基本財産は、譲渡し、交換し担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、<u>理事現在数及び社員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。</u></p> <p>(経費の支弁) 第36条 (左に同じ)</p> <p>(事業計画及び収支予算) 第37条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、<u>毎事業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p>(暫定予算) 第38条 前条の規定にかかわらず、止むを得ない事情により予算が成立しないときは、理事長は、<u>理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。</u> 2 <u>前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</u></p> <p>(新たな義務の負担等) 第39条 第35条ただし書き及び次条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、<u>新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。</u></p> <p>(長期借入金) 第40条 本会が借入れをしようとするときは、その事業年度の収支をもって償還する短期借入金を除き、<u>理事現在数及び社員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。</u></p>

現 行

改 正

(収支決算)
 第37条 本会の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付し、理事会及び総会の承認を受けて、毎会計年度終了後3か月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。
 2 本会の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)
 第38条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)
 第39条 この定款は、理事会における理事現在数の4分の3以上の議決及び総会における出席代議員数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければ変更することができない。

(解散)
 第40条 本会の解散は、理事会における理事現在数の4分の3以上の議決及び総会における出席代議員数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)
 第41条 本会の解散に伴う残余財産は、理事会における理事現在数の4分の3以上の議決及び総会における出席代議員数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、本会の目的に類似の目的を有する公益法人その他の団体に寄付するものとする。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)
 第42条 本会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- 一 定款
- 二 会員の名簿
- 三 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- 四 財産目録
- 五 資産台帳及び負債台帳
- 六 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- 七 理事会及び総会の議事に関する書類
- 八 処務日誌
- 九 官公署往復書類
- 十 収支予算書及び事業計画書
- 十一 収支計算書及び事業報告書
- 十二 貸借対照表
- 十三 正味財産増減計算書
- 十四 その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類、及び同項第10号から第13号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号、第9号及び第14号の書類は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号、第2号及び第4号の書類、同項第10号から第13号までの書類、並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細 則)
 第43条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

(収支決算)
 第41条 本会の、収支決算は、理事長が作成し、収支計算書、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減事由書並びに会員の移動状況書とともに、監事の意見を付し、理事会及び総会の承認を受けて毎事業年度終了後3か月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。
 2 本会の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(事業年度)
 第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)
 第43条 この定款は、理事現在数の4分の3以上の議決及び社員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)
 第44条 本会の解散は、理事現在数の4分の3以上の議決及び社員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の処分)
 第45条 本会の解散に伴う残余財産は、理事現在数の4分の3以上の議決及び社員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けて、本会の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)
 第46条 (左に同じ)

- 一 (左に同じ)
- 二 (左に同じ)
- 三 (左に同じ)
- 四 (左に同じ)
- 五 (左に同じ)
- 六 (左に同じ)
- 七 (左に同じ)
- (削 除)
- 八 官公署往復書類
- 九 収支予算書及び事業計画書
- 十 収支計算書及び事業報告書
- 十一 貸借対照表
- 十二 正味財産増減計算書
- 十三 その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第5号まで書類、同項第7号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号及び第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号、第2号及び第4号の書類、同項第9号から第12号までの書類、並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細 則)
 第47条 (左に同じ)

現 行	改 正
<p>付 則</p> <p>1 この法人設立当初の理事及び監事は、第13条の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>理事（理事長） 福田 守道 理事（副理事長） 井出 正男 理事 飯沼 一浩 理事 伊東 紘一 理事 内田 六郎 理事 大槻 茂雄 理事 奥嶋 基良 理事 奥山大太郎 理事 尾本 良三 理事 坂本 二哉 理事 竹内 久彌 理事 竹原 靖明 理事 田中 元直 理事 堤 裕 理事 中山 淑 理事 仁村 泰治 理事 松尾 裕英 理事 横井 浩 理事 和賀井 敏夫 理事 渡辺 決 監事 中島 真人 監事 前田 一雄</p> <p>2 この法人設立当初の役員及び評議員の任期は、第18条の規定にかかわらず、昭和63年度通常総会終了時までとする。</p> <p>3 この法人の設立当初の会計年度は、第38条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から、昭和63年3月31日とする。</p> <p>4 この法人の設立により、従来日本超音波医学会に属した会員並びに財産及び権利義務の一切は、この法人が継承する。</p> <p>付 則 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日（平成3年6月26日）から施行する。</p> <p>付 則 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日（平成5年1月28日）から施行する。</p> <p>付 則 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日（平成7年6月30日）から施行する。</p> <p>付 則 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日（平成10年7月1日）から施行する。</p> <p>付 則 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日（平成11年10月20日）から施行する。</p> <p>付 則 この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日（平成12年10月18日）から施行する。</p>	<p>付 則（左に同じ）</p> <p>2 （左に同じ）</p> <p>3 （左に同じ）</p> <p>4 （左に同じ）</p> <p>（左に同じ）</p> <p>付 則 <u>この定款の変更は、文部科学大臣の認可のあった日（平成 年 月 日）から施行する。</u></p>

「社団法人日本超音波医学会役員代議員選任規則」改正(案)新旧対照表

現 行	改 正
<p>社団法人日本超音波医学会役員評議員選任規則</p>	<p>社団法人日本超音波医学会役員代議員選任規則</p>
<p>(目 的) 第1条 この規則は、定款第13条及び第17条に基づき、役員及び評議員の選任に関し、必要な事項を定めるものである。</p> <p>(理事長) 第2条 理事長は、第4条第1項により選出された理事・副理事長及び理事長の候補者(以下「理事等候補者」という。)の互選によって次期理事長を選出し、総会で選任する。</p> <p>(副理事長) 第3条 副理事長は、第2条により選出された理事長を除く第4条第1項及び第2項により選出された理事等候補者の中から、次期理事長の指名によって次期副理事長2名を選出し、総会で選任する。</p> <p>(理 事) 第4条 理事は、第6条第3項及び第4項により選出された評議員・理事・副理事長及び理事長の候補者(以下「評議員等候補者」という。)の互選によって医学関係者13名、理工学関係者4名を理事等候補者として選出する。 2 理事等候補者の定数のうち、理工学関係者が少なくとも1名以上含まれる3名は、次期理事長の指名によって次期理事長を除く第6条第3項及び第4項により選出された評議員等候補者の中から選出する。 3 理事等候補者のうち、第2条により選出された次期理事長及び第3条により選出された次期副理事長を除く者を、次期理事として選出し、総会で選任する。</p> <p>(監 事) 第5条 監事は、別に定める監事候補有資格者の中から次期理事長が監事候補2名を推薦し、評議員等候補者の投票によって次期監事2名を選出し、総会で選任する。</p> <p>(評議員) 第6条 評議員等候補者は、理事会において医学関係者又は理工学関係者として認定された会員歴が原則として8年以上継続している正会員で、かつ別に定める評議員等有資格者の中から選出する。 2 評議員等候補者として選出する定数は、180名以上200名以内とする。 3 評議員等候補者は、評議員等有資格者の中から、正会員が投票によって医学関係者145名、理工学関係者25名を選出する。 4 評議員等候補者の定数のうち10名以上30名以内は、次期理事長の指名によって評議員等候補者として選出する。 5 評議員等候補者のうち、第2条により選出された次期理事長、第3条により選出された次期副理事長、第4条により選出された次期理事及び第5条により選出された次期監事を除く者を、次期評議員として選出し、総会で選任する。</p> <p>(欠員の補充) 第7条 役員及び評議員に欠員が生じた場合には、後任者は、理事長が推薦し理事会及び総会の承認を経て、補充することができる。</p> <p>(役員及び評議員の年齢制限) 第8条 任期が始まる年度の4月1日までに65歳に達するものは、役員及び評議員に就任できない。</p>	<p>(目 的) 第1条 この規則は、定款第13条及び第17条に基づき、役員及び代議員の選任に関し、必要な事項を定めるものである。</p> <p>(理事長) 第2条 (左に同じ)</p> <p>(副理事長) 第3条 (左に同じ)</p> <p>(理 事) 第4条 理事は、第6条第3項及び第4項により選出された代議員・理事・副理事長及び理事長の候補者(以下「代議員等候補者」という。)の互選によって医学関係者13名、理工学関係者4名を理事等候補者として選出する。 2 理事等候補者の定数のうち、理工学関係者が少なくとも1名以上含まれる3名は、次期理事長の指名によって次期理事長を除く第6条第3項及び第4項により選出された代議員等候補者の中から選出する。 3 (左に同じ)</p> <p>(監 事) 第5条 監事は、別に定める監事候補有資格者の中から代議員等候補者の投票によって次期監事2名を選出し、総会で選任する。</p> <p>(代議員) 第6条 代議員等候補者は、理事会において医学関係者又は理工学関係者として認定された会員歴が原則として8年以上継続している正会員で、かつ別に定める代議員等有資格者の中から選出する。 2 代議員等候補者として選出する定数は、180名以上200名以内とする。 3 代議員等候補者は、代議員等有資格者の中から、正会員が投票によって医学関係者145名、理工学関係者25名を選出する。 4 代議員等候補者の定数のうち10名以上30名以内は、次期理事長の指名によって代議員等候補者として選出する。 5 代議員等候補者のうち、第2条により選出された次期理事長、第3条により選出された次期副理事長、第4条により選出された次期理事及び第5条により選出された次期監事を除く者を、次期代議員として選出し、総会で選任する。</p> <p>(欠員の補充) 第7条 役員及び代議員に欠員が生じた場合には、後任者は、理事長が推薦し理事会及び総会の承認を経て、補充することができる。</p> <p>(役員及び代議員の年齢制限) 第8条 任期が始まる年度の4月1日までに65歳に達するものは、役員及び代議員に就任できない。</p>

現 行	改 正
<p>(選挙管理委員会)</p> <p>第9条 理事長・理事・監事及び評議員の選出に関する事務を行うため、選挙管理委員会を設ける。</p> <p>2 選挙管理委員会の委員は、理事会が定め、理事長が委嘱する。</p> <p>3 選挙管理委員会に委員長を置き、委員の互選によって選出する。</p> <p>第10条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。</p> <p>一 選挙の告示に関すること。</p> <p>二 選挙の資料の収集及び提出に関すること。</p> <p>三 投票用紙の作成及び交付に関すること。</p> <p>四 投票の管理、開票、集計及び当選者の決定に関すること。</p> <p>五 その他選挙に関すること。</p> <p>2 選挙管理委員会の委員長は、選挙の結果を理事長に報告する。</p> <p>(改 廃)</p> <p>第11条 この規則の改廃は、規約担当理事の発議に基づき、理事会及び総会の議決を得なければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この規則の改正は、定款変更について文部大臣の認可のあった日(平成10年7月1日)から施行する。</p>	<p>(選挙管理委員会)</p> <p>第9条 理事長・理事・監事及び代議員の選出に関する事務を行うため、選挙管理委員会を設ける。</p> <p>2 (左に同じ)</p> <p>3 (左に同じ)</p> <p>第10条 (左に同じ)</p> <p>一 (左に同じ)</p> <p>二 (左に同じ)</p> <p>三 (左に同じ)</p> <p>四 (左に同じ)</p> <p>五 (左に同じ)</p> <p>2 (左に同じ)</p> <p>(改 廃)</p> <p>第11条 (左に同じ)</p> <p>附 則</p> <p>(左に同じ)</p> <p>附 則</p> <p>この規則の改正は、定款変更について文部科学大臣の認可のあった日(平成19年 月 日)から施行する。</p>

「社団法人日本超音波医学会役員代議員選任規則実施細則」改正(案)新旧対照表

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">社団法人日本超音波医学会役員評議員選任規則実施細則</p> <p>(適用) 第1条 役員及び評議員の選出に関して、定款及び役員評議員選任規則に規定する事項のほかは、この実施細則の規定による。</p> <p>(評議員等有資格者) 第2条 評議員等の資格は、次の第2項による。ここでいう評議員等は、理事長・副理事長・理事及び評議員をいう。 2 会員歴が原則として8年以上継続している正会員であり、かつ社団法人日本超音波医学会(以下「本会」という。)理事会において医学関係者(以下「M系」という。)又は理工学関係者(以下「E系」という。)として認定されている者。 一 M系においては、本会認定超音波専門医。 二 E系においては、本会認定超音波工学フェロー又は別に定める基準を満たしていると判定され理事会において資格があると認定された者。</p> <p>(評議員等有資格者の選出に関する会員歴の算定期日) 第3条 会員歴は、入会した日から評議員等に就任する年の4月1日までをもって算定する。</p> <p>(評議員等候補者の選出) 第4条 評議員等候補者は、次の各号の順序によって選出する。 一 正会員は、評議員等有資格者について、M系9名以内、E系3名以内を連記して投票する。 二 前号の投票の結果、M系にあっては得票上位145名、E系にあっては得票上位25名を評議員等候補者として選出する。得票数が同じ場合には、年長者を当選とする。 当選者が就任できない場合には、次点者を繰り上げて当選とする。 三 次期理事長は、得票結果、専門領域、在住地及び会員歴などを考慮して、評議員等有資格者の中から10名以上30名以内を評議員等候補者として選出する。</p> <p>(理事等候補者の選出) 第5条 理事等候補者は、次の各号の順序によって選出する。ここでいう理事等は、理事長・副理事長及び理事をいう。 一 前条第1号及び第2号の投票により選出された評議員等候補者は、理事等候補者について、M系13名以内、E系4名以内を連記して投票する。 二 前号の投票の結果、M系にあっては得票上位13名、E系にあっては得票上位4名を理事等候補者として選出する。得票数が同じ場合には、年長者を当選とする。 当選者が就任できない場合には、次点者を繰り上げて当選とする。 三 次期理事長は、得票結果、専門領域、在住地及び会員歴などを考慮して、投票と指名によって選出された評議員等有資格者の中から、E系が少なくとも1名以上含まれる3名を理事等候補者として選出する。</p> <p>(理事長の選出) 第6条 理事長は、前条第1号及び第2号の投票により選出された理事等候補者の互選によって次期理事長を選出し、総会で選任する。得票数が同じ場合には、年長者を当選とする。</p> <p>(副理事長の選出) 第7条 副理事長は、第5条の投票と指名により選出された理事等候補者の中から、次期理事長の指名によって次期副理事長2名を選出し、総会で選任する。</p> <p>(監事の選出) 第8条 監事は、次の順序によって選出する。 一 次期理事長が監事候補有資格者の中から、監事候補2名を推薦し、次期評議員等の投票によって次期監事2名を選出し、総会で選任する。ただし、推薦候補者以外の者を記入して投票することができる。 二 監事候補有資格者は、正会員で原則として役員経験のある者とする。</p>	<p style="text-align: center;">社団法人日本超音波医学会役員代議員選任規則実施細則</p> <p>(適用) 第1条 役員及び代議員の選出に関して、定款及び役員代議員選任規則に規定する事項のほかは、この実施細則の規定による。</p> <p>(代議員等有資格者) 第2条 代議員等の資格は、次の第2項による。ここでいう代議員等は、理事長・副理事長・理事及び代議員をいう。 2 (左に同じ) 一 (左に同じ) 二 (左に同じ)</p> <p>(代議員等有資格者の選出に関する会員歴の算定期日) 第3条 会員歴は、入会した日から代議員等に就任する年の4月1日までをもって算定する。</p> <p>(代議員等候補者の選出) 第4条 代議員等候補者は、次の各号の順序によって選出する。 一 正会員は、代議員等有資格者について、M系9名以内、E系3名以内を連記して投票する。 二 前号の投票の結果、M系にあっては得票上位145名、E系にあっては得票上位25名を代議員等候補者として選出する。得票数が同じ場合には、年長者を当選とする。 当選者が就任できない場合には、次点者を繰り上げて当選とする。 三 次期理事長は、得票結果、専門領域、在住地及び会員歴などを考慮して、代議員等有資格者の中から10名以上30名以内を代議員等候補者として選出する。</p> <p>(理事等候補者の選出) 第5条 (左に同じ) 一 前条第1号及び第2号の投票により選出された代議員等候補者は、理事等候補者について、M系13名以内、E系4名以内を連記して投票する。 二 (左に同じ) 三 次期理事長は、得票結果、専門領域、在住地及び会員歴などを考慮して、投票と指名によって選出された代議員等有資格者の中から、E系が少なくとも1名以上含まれる3名を理事等候補者として選出する。</p> <p>(理事長の選出) 第6条 (左に同じ)</p> <p>(副理事長の選出) 第7条 (左に同じ)</p> <p>(監事の選出) 第8条 (左に同じ) 一 監事候補有資格者の中から、次期代議員等の投票によって次期監事2名を選出し、総会で選任する。 二 (左に同じ)</p>

現 行	改 正
<p>(選出結果の通知) 第9条 理事長は、次期役員・評議員の選出結果を、役員及び評議員に通知する。 (改 廃) 第10条 この細則の改廃は、規約担当理事の発議に基づき、理事会及び総会の議決を得なければならない。</p> <p>附 則 この実施細則の改正は、定款変更について文部大臣の認可のあった日(平成10年7月1日)から施行する。 附 則 この実施細則の改正は、平成16年5月19日から施行する。</p>	<p>(選出結果の通知) 第9条 理事長は、次期役員・代議員の選出結果を、役員及び代議員に通知する。 (改 廃) 第10条 (左に同じ)</p> <p>附 則 (左に同じ)</p> <p>附 則 (左に同じ)</p> <p>附 則 この実施細則の改正は、定款変更について文部科学大臣の認可のあった日(平成19年 月 日)から施行する。</p>

(資料8)

除 名 者
(平成19年3月31日現在該当者)

372名

内訳 正 会 員 280名

準 会 員 91名

学生会員 1名

賛助会員 0社

(資料9)

名 誉 会 員 推 薦

本学会名誉会員規則第4条に照らし、以下の方を推薦する。

1. オオツキシゲ オ
大槻茂雄 氏
2. ヨシカワ ジュンイチ
吉川純一 氏

功 労 会 員 推 薦

本学会功労会員規則第4条に照らし、以下の方を推薦する。

1. ナカノ ヒトオ
中野仁雄 氏
2. サラムラ ヨシカツ
澤村良勝 氏
3. ヒシタ 仁
菱田 仁 氏
4. ヨシタ ヒロキ
吉田英機 氏

第9回特別学会賞

竹内久彌
(医療法人順和会山王病院産婦人科)

平田経雄
(医療法人天神会新古賀病院)

第6回松尾賞

蜂屋弘之
(千葉大学フロンティアメディカル工学研究開発センター)

廣岡芳樹
(名古屋大学附属病院光学医療診療部)

第7回技術賞

該当者なし

論文賞

第21回菊池賞

超音波カテーテル・ナビゲーションシステムの基礎的検討.....33(1)
瀬尾育式¹, 岩間信行¹, 本郷宏信¹, 小笠原洋一¹, 宮島泰夫¹, 山形 仁²
(^{1,2}東芝メディカルシステムズ株式会社)

Measurement of nonlinear property of artery wall using remote cyclic actuation.....E33(3)
Hideyuki HASEGAWA¹, Hiroshi KANAI²
(^{1,2}Graduate School of Engineering, Tohoku University)

第2回伊東賞

New method of sentinel node detection using a combination of contrast-enhanced ultrasound and dye guidance: an animal studyE33(3)
Kiyoka OMOTO¹, Yasuo HOZUMI², Yoshito NIHEI², Yawara OMOTO², Hirobumi MIZUNUMA², Hideo NAGAI², Harumi KOIBUCHI¹, Yasutomo FUJII¹, Nobuyuki TANIGUCHI¹, Kouichi ITOH¹
(^{1,2}Jichi Medical University)

A fundamental study for quantitative measurement of ultrasound contrast concentration by low mechanical index contrast ultrasonography.....E33(2)
Satoshi YAMADA¹, Kaoru KOMURO², Mariko TANIGUCHI³, Ayumi URANISHI³, Hiroshi KOMATSU¹, Toshihiko ASANUMA³, Fuminobu ISHIKURA³, Hisao ONOZUKA¹, Taisei MIKAMI⁴, Hiroyuki TSUTSUI¹, Shintaro BEPPU³
(¹Hokkaido University Graduate School of Medicine, ²Hakodate National Hospital, ³Osaka University Faculty of Medicine, ⁴Hokkaido University School of Medicine)

【顕彰委員会】

委員長

松崎益徳

副委員長

椎名 毅

委員

(基礎)秋山いわき 遠藤信行
(体表)谷口信行 小西豊
(循環器)竹中克 里見元義
(消化器)渡辺五朗 藤明子
(泌尿器)千葉裕 中 村 昌
(産婦人科)上妻志郎

秋本 伸

以上14名